

行政常任委員会

平成30年9月14日（金）

午前10時00分開 会

○南委員長 おはようございます。

皆さん、お疲れのところを御苦労さんでございます。

ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

本日の欠席通告者というよりか、村田委員は後刻出席との通知をいただいております。

今回、当常任委員会に付託されております議案といたしましては、条例改正と廃止が3件、それと、補正予算が4件、決算の認定ということで未処分剰余金の処分も含めて計6件ということで、13件の議案が付託をされております。

運び方といたしましては、進行表をお渡ししておりますけれども、できたら予算関係につきましては2日で消化、きょうと翌週の火曜日を予定しております。その中で、野田委員さんから提案がございましたクリーンセンターの視察も、来週環境が終わり次第か、その前になるのか、時間的な配分で考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、市長から、もし挨拶があれば。

○加藤市長 おはようございます。

この前線の影響で毎日うっとうしい空模様でございますが、委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、また、昨日までの本会議に引き続きまして、本日から行政常任委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

まず、報告でございますんですけども、西日本豪雨で被災されました広島県の熊野町長から、先日、本市職員の派遣に対する礼状が届きました。その内容につきましては、災害経験の乏しい熊野町にとって未曾有の大災害にもかかわらず、被災市区町村応援職員確保システムに伴い各自治体職員の派遣により災害救助等の応急対応業務を順調に進み、復旧、復興の段階に至りつつあると感謝の言葉が述べられておりましたので御報告させていただきます。

それでは、行政常任委員会に付託されました議案第51号、尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正についてほか、補正予算について、各課より説明、報告させていただきますので、

よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。ありがとうございます。

○南委員長　　ありがとうございました。

それでは、付託議案の説明を求めます。

○宇利財政課長　　おはようございます。財政課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてのうち、財政課に係る部分につきまして、平成30年度一般会計補正予算書（第4号）及び予算説明書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,692万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億2,818万7,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容のうち、財政課に係る分について御説明申し上げます。

10ページ、11ページをごらんください。

歳入でございます。8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金につきましては、地方特例交付金の交付額確定により103万6,000円を増額し、753万6,000円とするものでございます。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税につきましては1億2,283万3,000円を増額し、35億783万3,000円とするものでございます。増減理由といたしましては、交付税のうち、普通交付税の交付額確定によるものでございます。

次ページをごらんください。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入につきましては100万8,000円を減額し、1,893万5,000円とするものでございます。尾鷲中央駐車場使用停止に伴います土地貸付料の減額でございます。

尾鷲中央駐車場につきましては、駐車している車の退去を9月中に行い、10月1日より使用停止といたします。

また、ブロックの撤去工事は、車の退去後10月中に発注し、実施する予定としております。

続きまして、16款寄附金、1項寄附金、2目一般寄附金は、市内の団体からの寄附8万円を追加するものでございます。

17款繰入金、2項特別会計繰入金、1目後期高齢者医療事業会計繰入金51万3,000円の増額及び次ページをごらんください。

2目国民健康保険事業会計繰入金280万4,000円の追加は、いずれも平成29年度特別会計の決算に伴う精算による補正計上でございます。

20款市債、1項市債、7目臨時財政対策債は、補正額420万円を増額し、3億520万円とするものでございます。臨時財政対策債発行可能額確定に伴います増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費は、補正額3億2,241万9,000円を増額し、6億884万4,000円とするものでございます。財産管理費50万7,000円の減額は、尾鷲中央駐車場使用停止に伴います管理委託料の減額でございます。

基金積立金3億2,292万6,000円の内訳につきましては、財政調整基金積立金2億1,616万4,000円が平成29年度決算に伴う繰越金の増額や地方交付税の増額等に伴うものであり、活性化対策基金積立金6,000円、熊野古道森林施業対策基金積立金100万円、交通安全対策基金積立金1,000円、尾鷲みどりの基金積立金116万9,000円につきましては、いずれも基金充当事業の前年度事業確定に伴い執行差額を基金に積み戻しを行うものでございます。

また、ふるさと応援基金積立金2,411万円は、前年度に寄附をいただきましたふるさと納税のうち、1月から3月分までの積み立て及び基金充当事業の前年度事業費確定に伴う執行差額の積み戻しでございます。

都市計画事業基金積立金8,047万6,000円につきましては、前年度徴収いたしました都市計画税を都市計画事業に充当した余剰金を積み立てるものでございます。

平成29年度の余剰金につきましては、決算参考資料の26ページをごらんください。平成29年度の都市計画税の充当状況でございます。

平成29年度の都市計画税の収納額は、現年課税分が1億3,489万9,000円、滞納繰越分が115万5,000円で、合計1億3,605万4,000円でございます。

対しまして、都市計画事業等に要した経費といたしましては、街路事業費が2,897万1,000円、公園事業費が2,313万1,000円、下水道事業費が2

16万2,000円、都市計画事業実施の財源として借り入れた地方債の償還額が2,531万4,000円で、合計7,957万8,000円でございます。この経費から特定財源として借り入れた地方債を差し引いた残額5,557万8,000円に都市計画税を充当したものでございます。充当し切れなかった余剰額8,047万6,000円を都市計画事業基金に積み立て、後年度に実施いたします都市計画事業等に充当するものでございます。

今補正の結果の年度末基金残高の見込みでございますが、資料の1ページをごらんください。

今回の補正での財政調整基金の積立額ですね、財政調整基金の年度末残高は9億614万2,000円、基金合計の年度末残高は18億5,777万2,000円となる見込みでございます。

補正予算書にお戻りいただき、22ページ、23ページをごらんください。

11款公債費、1項公債費、1目元金は95万円を増額し、10億8,017万6,000円とするものであり、2目利子は337万3,000円を減額し、6,823万5,000円とするものでございます。これらの補正は、いずれも平成29年度記載の借り入れ及び利率の確定に伴うものでございます。

続きまして、5ページをごらんください。第3表地方債でございます。

臨時財政対策債借り入れ可能額確定に伴います借り入れ限度額の補正となっており、借り入れ限度額を3億100万円から3億520万円と補正するものでございます。

議案第54号に関する財政課からの説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいま財政課から説明をいただきましたけれども、御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○濱中委員 委員長、ふるさと納税事業に関しては、担当課に聞いたほうがよろしいんですか。

○南委員長 そうですね。

○濱中委員 この積み立てじゃないですね、事業そのものに関してはね。

○南委員長 そうですね。

○濱中委員 じゃ、結構です。

○南委員長 よろしいですか。

○三鬼（和）委員 先ほどちょっと事業費に積み立てたというのがあった、資料

何ぼやったかな。

○南委員長 都市計画。

○三鬼（和）委員 都市計画税の事業費。そのこのところ、ちょっと資料をもう一遍、通達してくれ。

○南委員長 決算のほうやった。

○三鬼（和）委員 26ページかな、これは委員長、これはあれですか、当初財政調整基金等で使っておったのを振りかえたということですか。

○宇利財政課長 29年度決算に伴うものなので、財調に振りかえていたのは、6月補正で計上させていただいた積み立てのほうになります。

○三鬼（和）委員 ごめん、ちょっとあした必要やもんで。スタートのときに、当初のときには財政調整基金で……。決算に伴って都市計画事業として認定になるので、この分を充当したと理解したらいいか。済みません。

○宇利財政課長 当初予算編成時においては、都市計画事業等財源充当可能の事業というのは、厳密にこちらのほうの知識不足というのもありまして、厳密な割り当てを行っておりませんでした。ですので、年度途中では、実際決算という数字が出ておりませんので、繰越金の中にある余剰金となったものを積み立てたというふうな御理解をいただきたいと思います。

○南委員長 他にございませんか。

○野田委員 この23ページの公債費利子が、要はマイナスって、戻入の形に修正になって、これは、どのような内訳ですかね。もしわかるのであれば。

○宇利財政課長 公債費の利子のほうの減額につきましては、当初予算編成時における利子の数字というものなのですが、その部分につきましては、その時点で借り入れの見込みを立てている予算に対して、その時点での利率を掛けて計算をして、当初予算の編成をしております。その後、事業費の確定に伴います限度額で取っておりますので、事業費の確定に伴います減額等ございます。

それから、公債費の中には10年間で利子の変動するものというものがございまして、その利子が10年前の利子で借り入れをしていて、15年の償還ですかね。

10年間たつと利子の変更があります。その利子の変更を行った時点で利子下がって再計算を行いますと、元金のほうがふえて利子のほうが減るといような作業になってきますので、その部分で元金がふえて利子の部分が減ったと、両方あわせて数字を算定した補正となっております。

○野田委員 ということは、当初予算の段階で、これ、確定した段階で、こうい

う数字を拾うということですか。

○宇利財政課長 当初予算編成時においては、当初予算の締め切りというのが大体11月末ぐらいになっていて、予算編成においては、その時点での利率を計算してさせていただいているというものと、借りかえの利率というのはその時点では確定しておりませんので、借りかえの利率が確定した今年度になってから補正予算で対応させていただいております。

○南委員長 よろしいですか。

○野田委員 もう一点。

この資料の中で、財政課さんのほうの2ページの当初予算編成時の財政調整基金の状況ですけれども、2014年度から2017年度。

(「後で出てくるんじゃない」と呼ぶ者あり)

○野田委員 そうなんですか。これ、違う。

(「報告書にある」と呼ぶ者あり)

○南委員長 その財政収支の見通しは、後で。

○野田委員 済みません、これ、資料を見てしまったものですから。

○南委員長 まず、補正予算関連のほうで、できたらお願いいたします。

○野田委員 わかりました、済みませんでした。

○南委員長 他にございませんか。

○奥田委員 済みません、予算書の10ページの地方交付税のことでちょっとお伺いしたいんですけど、今回、財政難の中で1億2,000万ほどの増加があったということで、これは非常によかったなと思うんですけど、年々地方交付税も減っておるわけなんですけど、これは今後どうなるんですか。3月ぐらいにも、いつも追加がありますよね。3月には、やっぱり多少はある見込みですか。その辺ちょっとわかれば。

○宇利財政課長 3月の補正増の見込みというお話なんですけど、通常3月の補正増については、特別交付税の確定に伴うものが主なものです。普通交付税の変更もあることはあるんですけども、現状、特別交付税については、御存じのとおり今年度災害が多発しておる状況の中で余り見込めないんじゃないかなとは思っております。

○奥田委員 そうすると、3月の補正へ上がってくるような、毎年ありますけど、地方交付税の補正は余り期待できないということですかね。

○宇利財政課長 現状の見込みで考えますと、実際、特別交付税といいましても、

ルール分と呼ばれる部分と特殊財政事情と呼ばれる部分に分かれております。

主に、災害対応の費用というのは特殊財政事情に係る部分で、全国に割り振られておりますので、その部分については、ルール分はもちろん確保はされると思うんですが、特殊財政事情の部分については、余り見込めないのではないかというふうに考えております。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他になかったら、ちょっと僕のほうから1点だけ。

5ページの地方債の補正のことなんですけれども、説明によると臨時財調の確定ということで420万の補正増になったわけなんですけれども、これとしたら、やはり国の決定もらわんなんのですけれども、尾鷲市としたら、大体この臨財について、どれぐらい要求するんですか。第二の地方交付税と言われているもので、これは。市としたら。

○宇利財政課長 臨時財政対策債につきましては、あくまで国の地方交付税特会の財源不足額を国と地方で持ち合いをするという制度となっております。ですので、今現状、来年度以降の国の交付税特会の予算が今まだ見えてきていない部分ですので、ちょっと今、現状においては、今後の推移について報告できる内容というのは特にないと考えております。

○南委員長 できるだけね、第二の地方交付税って言われておるもので、できたらこの額をふやしていただければ一番結構なことなので、よろしく願いをいたしたいと思います。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ないようですので、資料のほうの説明を求めます。

○宇利財政課長 続きまして、財政収支見通しについて御説明申し上げます。

委員会資料の2ページをごらんください。

現在、本市の財政状況は非常に厳しく、来年度当初予算編成に向かうに当たり、3カ年の財政見通し及び一般財源の削減案について検討いたしましたので、その詳細について御報告申し上げます。

まず、当初予算編成時における財政調整基金残高の見込みでございます。

表のAは、各年度の当初予算編成時における直前の財政調整基金残高を表示しております。一般的には、臨時の補正等がなければ12月補正後の数字になります。

また、表のBは、各年度の当初予算編成時における財政調整基金取り崩し額を表示しております。

2017年度までの数値は実績となっており、また、2018年度の4億7,853万5,000円については、本定例会に上程している補正予算案に係る年度末財政調整基金残高見込額4億9,118万3,000円から、過去3カ年の12月補正予算の実績により試算した財政調整基金取り崩し見込額1,264万8,000円を差し引いた額でございます。

表のBにありますとおり、過去3カ年については、例年6億円を超える財政調整基金の取り崩しを行い、当初予算編成を行ってまいりました。

今年度当初予算編成においては約5億8,000万円の取り崩しとなっておりますが、財政調整基金以外に減災基金及び公共施設等基金を合計7,500万円、通常ではなく追加として取り崩しを行っておりますので、実質は6億5,000万円を超える基金の取り崩しとなっております、過去と同様の状況となっております。

現状の想定においては、2019年度当初予算編成がこれまで以上に困難であることから、将来3カ年の一般財源ベースの歳入歳出見通しを策定し、本年4月以降、財政再建委員会において一般財源の削減幅について検討を行いました。

次ページをごらんください。本市の一般会計における財政収支の見通しであります。

2018年度は、当初予算額で表示しており、2019年度から2021年度の3年間は、推計値となっております。

試算のベースとなっているものは2018年度当初予算の一般財源であり、歳入見込みにおいては、国庫支出金、県支出金、市債、分担金及び負担金、使用料及び手数料などの特定財源は除外しており、歳出見込みにおいては、各歳出に充当される特定財源を控除した一般財源で策定したものであります。

次に、各項目の試算方法について御説明申し上げます。

まず、歳入です。歳入は、市税、各種交付金、地方交付税、臨時財政対策債及びその他の5項目で構成されています。

市税は、税目ごとに過去10年間の実績を参照し、将来予想される人口減少、固定資産の評価替え、中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止による影響などの特殊要因を反映し試算しております。

次に、各種交付金です。各種交付金の内訳は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方

特例交付金及び交通安全対策特別交付金となっております。

地方消費税交付金は、2018年度当初予算額をベースに2019年10月1日からの消費税率引き上げの影響を反映し試算しております。

自動車取得税交付金は、消費税率引き上げに伴い廃止予定のため、その影響を反映し試算しております。

次に、地方交付税です。地方交付税は、普通交付税及び特別交付税のそれぞれについて試算しております。普通交付税の基準財政需要額のうち、個別算定経費及び包括算定経費は、過去5年間の実績をもとに試算、公債費は、現行の算入率を使用し積み上げにより試算しております。

また、2021年度は国勢調査人口の置きかえがあるため、その影響を反映させております。

基準財政収入額は、市税及び各種交付金の歳入見込みに連動して試算しております。

特別交付税は、過去の伸び率を勘案し試算、減少ということで試算しております。

次に、臨時財政対策債です。臨時財政対策債は、普通交付税で試算した財源不足額を基礎として試算しております。

最後に、その他につきましては、2018年度当初予算額をベースに現在見込める減少額を踏まえ試算しており、内訳としては、特定財源を除く分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入となっております。

続きまして、歳出です。

歳出は、人件費、扶助費、公債費、義務的経費を除く行政経費の4項目で構成されています。

まず、人件費です。人件費のうち、職員人件費は2017年度当初予算額をもとに職員数、退職者数、昇給率等を反映し試算しております。議員報酬及び委員等報酬は、2018年度当初予算額と同額を計上しております。

また、人件費に充当される特定財源は、2018年度当初予算額と同額を控除しております。

次に、扶助費です。扶助費につきましては、児童手当、生活保護費など、各項目ごとに伸び率を勘案し試算しております。

次に、公債費です。公債費は、2017年度までの市債借入額と2018年度以降の市債借入見込額をもとに、元金償還額及び利子支払額を試算しております。

また、公債費に充当される特定財源のうち、減災基金繰入金は、第三セクター等

改革推進債の元金償還額3,500万円を控除しております。

その他の特定財源は、2018年度当初予算額と同額を控除しております。

最後に、義務的経費を除く行政経費は、2018年度当初予算の歳出一般財源総額から人件費、扶助費及び公債費の一般財源額を控除した額とし、2019年度以降は、同額で計上しております。

なお、試算の考え方については資料の5ページに記載してありますので、御参照ください。

歳入の合計額であるAと歳出の合計額であるBを差し引いた額が、表の中段下の一般財源不足額Cであり、2021年度までにおける一般財源の不足額を表しております。

表の下段の財源不足対策欄は、Cの一般財源不足額を調整し、収支の均衡を図るための方策を記載しております。2018年度当初予算において一般財源不足額が6億5,503万3,000円であり、その不足額を財政調整基金、減災基金及び公共施設等基金の取り崩しにより調整して予算編成を行ったところでございます。この一般財源不足額が、2019年度については7億6,703万6,000円、2020年度は6億2,935万3,000円、2021年度は8億9,664万9,000円となる見込みであり、財政再建委員会においては、財政調整基金及び減災基金取り崩し可能額を勘案して、なお、2億5,000万円の削減が必要と判断いたしました。

次ページをごらんください。

先ほどの削減額を反映した財政調整基金の見込みであります。

Aの当初予算編成前残高は、過去3カ年の補正予算の実績等により試算した額となっております。

また、Bの翌年度当初取崩額は、先ほどの財政収支見通しで試算された財政調整基金取り崩し額となっております。

2億5,000万円の削減をして、なお、財政調整基金残高は増加の見込みを立てることができない厳しい状況であり、予定外の歳出動向等により一層の削減を迫られる可能性がございます。財政再建委員会といたしましては、今後実施計画とリンクさせながら、補助金、計画策定など外部への委託経費、人的経費など、具体的な削減方法の検討を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○南委員長　　ありがとうございます。

非常に厳しい予算編成が予測をされております。そういった中で、今の資料説明についての……。

○野田委員　　ちょっと最初に。今回こういう財政プロジェクトというかでお知らせしてもらったんですけども、これまでのそういう報告というのは、この3カ年って、今回こういうプロジェクトができたから初めてやったということですか。

○宇利財政課長　　過去、財政見通しというようなものを議会にお示ししたケースがあるということは聞いておりますが、ここ数年においては、ちょっとこれを出せていない状況でありました。

○野田委員　　基本的に考えて、出せていないと言われるんですけども、こういう今、今回注力していただいて、副市長初め、本当にありがとうございます。こういうものは、トップの意識の部分で公にしなかったのか、それとも、財政的にそういう指示がなかったのか、どうなんですか、これは。ちょっとそういう。

○宇利財政課長　　過去、財政見通しというものを発表していただいたという話の中でも、実際この数値も相当に見通しの中では差異が発生しております。過去のものにおいても、正直、確実にこの数字というのは、今現状もなかなか出せないのではないかと。先ほども申し上げましたが、交付税、本市の歳入の本当に大きな部分を占める交付税というものも依存財源ということで、国の動向によって物すごく差が出るものとなっております。こういう部分の中で収入見通しというのが相当に立てるのが難しいというものもありまして、お示しすることができなかったというのが現状です。

○野田委員　　僕が何を言いたいかというと、要は、こういうものを、差異があるということはそうかもわからんけれども、ある程度見通しというものが、やっぱり議会とかある程度オープンにしていかなんと後手後手になるんですよね、全てが。これは皆さん御承知のことやと思うけど、やっぱり手が打てないんですよ、後になってくればくるほど。意識も変わっていかないといけません、意識改革もしていかなければなりません。その上に、行動、アクションが出てきますし。やっぱりそういうところは、行政の職員の方は、やっぱりトップがいて、その組織がトップダウンでなられているからなかなか難しい部分があるのかもわかりませんが、今後、やっぱりこういう部分は、要は身を削らないといけない状態になってくる可能性も十分あるわけですから、やっぱりオープンにするべきだと思いますね。ちょっと一つ、それだけ提案させていただきます。

○仲委員　　ちょっとお聞きします。普通交付税で国勢調査の関係で、20年度か

ら21年度にかけて2億4,810万減っておるということで、前回の国勢調査から次の国調までの人口の減数というのかな、どういうふうな感じで見込みましたか。

○宇利財政課長 1万6,000名程度を見込んでおります。

○仲委員 大体2,000人ということですから、1年間400人ぐらいの減という試算ですね。わかりました。

財源不足対策で2019年度からずっと2億5,000万、一般財源で削減目標と、物すごい厳しい目標なんですけど、それはそれなりの一般財源の削減はしていかなあかんと思うんですけど、どうしても大変ということがわかりますもんで、きのう一般質問で村田議員さんが言われた、やっぱり収入の部分を、見込みをやっぱり財政見通しの中で、公有財産、市有財産の売り払いの部分をやっぱりきっちりと今後進めていただかんという困るんじゃないかと、そういうふうな思いでちょっと発言をさせていただきました。

以上です。

○南委員長 ただいまので、市長どうですか。この厳しい財政。

○加藤市長 まず、野田委員がおっしゃった分については、やはり、情報の公開というのはやっぱり絶対必要だと思います。やっぱりどうしても説明責任というのはありますから。今の状況、尾鷲市において状況がどうであるかということは、やはり情報公開できるものは極力やっていきたいと。

次に、仲委員がおっしゃって、きのう申し上げましたんですけれども、縮小均衡というのは、もうだめにするんですよね、企業にしても市にしても。いつまで続けるかというような話なんです。とりあえず、今回は、まず18年度に、要するに一般財源の不足分をどうやって取り返すか。これは、やっぱり経費をどうやって削減していくかというような話、これをもう徹底的にやっていかなきゃならないと。しかし、それを2018年度に（聴取不能）、これをまず遂行していきながら、19年度、20年度というのは、そういうことも踏まえて、収入をやっぱりふやす方法というのは、どうしても考えていかなきゃない。その分が、きのうおっしゃっていた、要するに市有財産をどうするのかということは、当然やっぱり今後我々としてはどうしても考えていかなきゃならない。きのうもあれだったんですけど、どうしてもやっぱり収入をふやすということがどういうものにあるのかというような。今、何度も、私、申し上げていたんですけれども、どうしてもやっぱりふるさと納税、いろんな問題になっておりますけれども、やっぱりふるさと納税をふやすことによって収入を多少なりともふやすという考え方も今後は徹底していきなさいと思ってお

ります。こういうことで、収入をふやすということを今後これが一旦定まりましたら、今後はやっぱり収入の分も含めて、ただ、行財政改革というのか財政改革というのは、常にやっぱり考えていかなきゃならない話だと思っております。

○南委員長 ありがとうございます。

○三鬼（和）委員 財政計画というのか、これは少し前から一般質問なんかでも続いて出てきましたけど、そういったところ具体的に答弁が一切なかった中で、今回こういったのに取り組んできたということで、それは当然しなくてはいけないことなのであれなんですけど、ただ、今回、先ほど奥田委員からも地方交付税のことも言っていましたけど、ふえたにしても前年度並みなんです。全体の国のパイが減ってきておるといふことがあるので、地方交付税にしても、先ほど仲委員が言いましたように人口が減ってきたところで大きく増税を見込めないという中で、費用につきましても、支出につきましても、投資的経費はほとんど入っていませんよね。現状の固定費というのか義務費が入っておる中でということがあると、例えば、今後ごみの焼却場をやっている、据え置き期間等々がありますけど、整備ができるまで、古い、今、現状のものを稼働しなくちゃいけないという問題があったりとか、中電の跡地をどうするかという、その前に岩田市政当時から海岸部に食の拠点等々があったということがあって、全然そういったもんが計上されていないという中で、今度の中電さんを含めた協議会とかってやっていかんなんて中で歳入を、今、大きくとしたところで、一過性は考えられるかわからんけど、通年通じて歳入がふえるという見込みがやっぱり難しいのではないかなと、二十何年議員をやっておって思うんですけど、抜本的な市役所の体制というの、やはり改革とかが必要だと思うんですけど、市長は、その辺はどう思われておるんですか。

○加藤市長 市有財産をもし売却するんであれば、収入は一過性のものなんです。一過性のものといえども、まず、この3年間をどう切り抜けるかということの計画をまずお示しさせていただいているということなんです。おっしゃるように一過性のものであって、常に常に経常的にやっぱり収益をふやすということも考えていかなきゃならないし、一方では、歳出もそうですね、減らし続けるということは常に考えていかなきゃならないと。この辺のバランスを、今後やっぱり、今ここまでやってきたんですね。今後は、やっぱりおっしゃるように行政改革というようなものはどンドンどンドン押し進めていかなきゃならない。ただ、しぼんでしまったらだめなんだというような。僕は何度も申し上げていますが、縮小均衡になったら、企業も町も終わってしまうんですね。だから、それを、やっぱり大きく、

ういった部門というのはかなりあると思うんですね。そういったものについても、どうなんですか、見直すんですか。それは、もう一度精査して、効率とかというのも考えてというか。どうなんですか、その辺のところについては。

○加藤市長　この事業というのは、ずっと継続しているんですね。継続しているんですけども、要するに尾鷲市が提供しているという形になってしまった。何で提供しているのかが、結果的にはマイナスが出ているというような実情なんですね。

でも、しかし、そういう林業という、要するにヒノキというものをどんどんどんどん市場に出すためには、やはり量というのが当然必要ですから、それを継続しようというようなことで、現状ことしまで続けております。

じゃ、来年どうするのかというふうなということについては、今後やっぱり議論していかなきゃならない。あるいは、もうやめるということはできないと思うんですよ。ただ、要するに、何年間か中止する、停止するとかという、あるいは、やめるということは、僕は今は、そういうことはやめちゃだめなんだと思っているね、やっぱり林業を発展させるために。

しかし、この状況のときに、本当にずっと継続してそのままいいのかどうかというのは議論させてください。要するに、方法として何年間か中止する、例えば2年なり3年なりというような。そういう考え方もありますので、これはちょっと考えて、委員のおっしゃることは、ちょっと念頭に置いて進めていきたいと思っております。

○三鬼（和）委員　済みません。私は、そういったものを削減するとか云々じゃなしに、やっぱりそういった検討する中においては、民間において経済効率がどれぐらい出ているかで、これからは本格的にそういったものを精査した中で、めり張りをつけていくということが大事じゃないかなと思う。補助金についてでもそうだと思うんです。それが活性につながっているとか、経済が動いているということについては見ざるを得ないところもありますし、効率が悪いところについては、てこ入れをし直すとか、一旦今市長が言われておったということも含めて、今回は、全体的に全部取り組むべきだと。全体的に全部って、一緒の表現ですけど、全体的に、やっぱりそういったものを全部精査していく時期に来ているのかなと思うんですけど、その取り組み方については、いかがですか。

○加藤市長　市政報告で御説明させていただきましたように、やっぱり全事業、全部洗い出すつもりでおります。それをどうしていくのかという。だから、委員おっしゃるとおり、しかし大変だけれどもやっぱりこれは伸ばしていかなきゃならな

いから、やっぱりそのまま現状維持しておこうとか、いろんな方法というのはあると思うんですけども、それは、今後徹底的に事業の洗い直し、洗い直しじゃなしに洗い出しということから、洗い直しをしながらお示しさせていただきたいと。これは、市政報告で申し上げたことと全く変わりございませんので、そういう形でやらせていただきたいと。

○奥田委員　　ちょっと今の、この資料のほうの3ページ、4ページのところの財政調整基金の取り崩しなんですけど、先ほど課長のほうから毎年6億以上が取り崩しておるという話で、それがね、この3ページ、4ページを見ると、2019年の当初予算編成で4億1,000万の取り崩し、2020年は2億7,000万の取り崩しかな。それから、2021年の予算編成では1億7,000の取り崩し。こういうぐらいで行けるのかなという気はするんですけど。特に4ページを見ますとね、2020年の取り崩す前に6億もまた財調がたまっているという、この理由がちょっとわからないんですよ。お金がないのに、財調、これがたまってくるのかなという。そこをちょっとわかりやすく説明が。

○宇利財政課長　　ここについては、毎年の基金の取り崩しと、基金の積み立てという部分を平均化したものをシミュレーションとして置いてあるんですわ。その中で、それをそのまま伸ばしていったとすると、補正として上がってくる基金積み立てと、補正として上がってくる基金取り崩しの年度平均をとった中で計算をまず置いて、削減幅を逆に1億円、1億5,000万、2億ってしていったときに、3カ年で財政調整基金がマイナスにならない幅が2億5,000万だったという計算なんですけれども。

○奥田委員　　わかりますよ。この2億5,000万、これ、削減せなあかんのですね、毎年ね。ただ、これだけ削減した場合、今回でもね、29年度決算して、2億数千万かな、繰り越しがありましたけれども、これだけもう予算も削っていったら、繰り越しも減っていくと思うんですよ。ほとんど出ないような、多少は出ると思いますよ、入札差金とかそういうのはあるかもしれないけど、もうかなり減ってきますよ。それで、そういう中で、いろいろ地方交付税もどんどん減っていく状況の中で、財調、これ、たまるんかな、本当にといい。どんどん財調が減っていくのに、2020年の予算編成前に6億もたまるなんてね、どう考えても甘過ぎるというか。先ほどもね、ちょっと野田委員も言われておったけれども、本当に後手後手なんです。後手後手で僕はこれ、気に入らんのだけれども、今ごろこんなことを出してくるのは。本当に遅いしね、出してくるのが遅いし、それで数字を見ても非常に甘

いよ。甘過ぎますよ。もっと僕はきつくなると思うんやけれども。いかがですか、本当にこんな数字、出るの。2億5,000万削ってでも、6億もまだたまる、二、三年後、2年後かな、たまってくるという見通しなんですか。そんなのやったら、まだ楽々行けるじゃないですか。

○宇利財政課長　このシミュレーションの中では、逆に、6億たまって、5億7,000万崩しても5,100万しか残らないという部分で、逆に、2020年度がゼロ、マイナスにならないように逆算していった結果がという話ですね。

○奥田委員　逆算して行ってね、財調がこんな6億あればいいなというのはわかりますよ。いいなでは困るわけですよ。実際、6億なんかたまるはずがないと、僕は、今のこの状況を見ておって。これまでの平均でやりましたと言ったって、繰越金だって減っていきますよ。間違いなく減ってくる。それを6億逆算でやりました、6億ないと駄目なんですと言っ。これは、もう希望的観測じゃないですか、あってほしい。でしょう。じゃないのかな。僕は、ちょっとこの辺、財政、非常に甘いですよ、これ、甘い。それで遅い。市長に進言するのが遅いですよ。市長は、去年なんて、選挙のときでも、お金の問題じゃありませんよと、ばんばんやりますわ、ばんばん、もうやることは、どんどんやりますと言っ。この1年来たわけやん。尾鷲節コンクールなんか30万、微々たるものやけど30万追加予算で計上したりとかね、もうやりたいこと、どんどんやってきたわけや。ここへ来てね、こういうものを出してきて、それも、この数字も何か説得力も何もない。そんなので僕は財政、ええのかなと思いますけどね、ちょっと。もうちょっと真剣にやってもらわないと困りますよ、ちょっと。今さら財政再建委員会をつくったって、こんなの伊藤市長のときから、もう財政危機宣言しておって、伊藤市長のときも僕るときもそうやけれども、勉強会までしてね、財政計画をきちっとつくって、全職員集めて勉強会をしようやないですか。今何にもせんと思っ。ずっと。今になって財政が厳しいんですと、市長が、今、気づいたような言い方をして、出してくる資料は非常に甘い。どこに緊張感があるんやと、僕は、財政として。何の危機感もないでしょう、財政。どうなんですか。こんな数字を見ておると、何の危機感もないなと思っ。ただ単に財政が厳しいんですわ、何とかなるでしょうみたいな、そんな感覚しか僕は受けないんですよ。

これ、人件費を見たって、全然減らない。逆にふえておるじゃないですか。人件費とかも手を入れないんですか、ここまで来て。職員の給与は、どんどんまた上げていくんですか、ずっと。退職金もあると思いますけど、退職も削らなあかんでし

よう。今までどおりに、お金もないのに退職金どんどん払えますか。そういうことを全然考えんと、お金ないんです、でも、職員の給与は上げていきます、退職金も今までどおりで払っていきます、それで、数字見ても非常に甘い。どこに根拠もないような財調が6億も2年後たまるんですなんて。いや、それは、逆算してあったらいいと思ってこれを入れてあるんですって。あったらいいで、そんなのじゃ、何のための計画ですか。実現性も何もないやないですか。

まあ、いいですわ。

- 南委員長 答弁はどうします。よろしいですか。もし、あれが、答弁、ただいまの。
- 加藤市長 これね、正直申しまして、シミュレーションなんですよね。一応、財政の今のノウハウでもっていろいろやって、シミュレーションをやって。それで2億5,000万をまず目標にしながら、これを実現させていきたいと思います。そうすれば、要するに財政調整基金がゼロ、マイナスになるということはないわなということで。2億5,000万の中身についても、要するに、人件費も含まれているかもわからないですよ。あくまでも人件費はこのとおりいって、要するに退職手当がどうのこうのというのは出るだろうと。そういったことを、退職手当を除いたら、ほとんど、要するにゼロベースで行っているんですよね。おっしゃるように、今後のやっぱり要は、一般財源から目標にするというのは、これからやっていくわけなんです。だから、要するに、奥田委員のおっしゃった話についても、考えざるを得ないかもわかんない。いろんなことも、やっぱり全ての事業、全てのこういうものについても、やっぱり見直さなきゃならないかもわからない。そういう話なんですよ。
- 南委員長 今回、あくまでも、しっかりした根拠、あるんか、ないんかという問題については、ちょっと疑問が残りますけれども、やはり、ある程度、5ページにおいても試算の考え方ということで、基本的な部分的には提示をされております。あくまでも財政的な見通しということで御理解をさせていただいて、本当に2億5,000万の削減というのは大変な数字だと思います。当然、議会は議会として、きのうも村田議員の質問にありましたけれども、議長交際費、わずかなことでございますが、やっぱり議会もやっぱり身を切ってね、そういった意味では、どんどん協力をしていかなければ達成目標というのはできないと思うんですね。そういった意味では、御指摘は御指摘で、どんどん言っていただくのも結構でございますけれどもね、やはり財政としても、それ相当の苦勞、検討委員会はこれからも結果を出す

のに大変だと思えますけれども、副市長にはね、腹を据えて揺るぎのない行財政改革を断行してもらうことを本当に願いたいと思えます。よろしくお願いします。

○濱中委員　もう委員長に締めていただいたのに、ここでさらに言うこともないのかなと思うんですけれども、質問しようと思った先に市長が言ってくださいました、2億5,000万これからなんですって言われたんですけれども、議員、議会の役目として、市民の方たちに根拠を持って説明をするという役割がございます。これね、これからなんですって言われるんですけれども、来年度の予算編成は、もうこの議会が終わればすぐ始まると思えます。具体的に、どこをどういうふうに削減するのか、それによっては、市民の皆様の御理解をいただかんらんところ、御協力をお願いせんらんことあると思うので、12月議会あたりでね、これから削減するに当たって、どう御理解いただけるのかという言葉が準備できるように、具体的なお示しいただくような準備をいただきたいと思えます。

○加藤市長　当然、次回の12月議会については、削減方法はどのような形でやっていくのかという案を示しながら、当然相手のいることですから、我々は説得し納得してもらうという、そういうことは当然努めていかなきゃならないと。ある程度のことは12月ぐらいでやっておかないと間に合いませんから、2019年度の当初予算をする場合には。本当にこの2カ月、3カ月弱というものについては、もうこれに徹底しなきゃならないと考えております。

○南委員長　ちょっと確認したいんですけれども、翌年度の予算編成に向けて、だから、12月議会までに財政再建委員会のある程度のまとめ報告は出していただくということで理解させていただいてもよろしいですか。

○加藤市長　我々としては、この2億5,000万の削減方法をどうしていくのかということを示さなきゃならない。当然のことながら、これが2億5,000万を削減しないと、この数字によると、2019年度の予算が組めない、マイナスになると、財調がマイナスになるというような、こういうことも含めて、一応お示ししなきゃならないと思っております。

○南委員長　2億5,000万の削減方法について、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

じゃ、財政課のほうは、これで終わりたいと思うんですけれども。ほかにも報告あります。

あと、決算のほうで、また。決算資料もタブレットのほうへ入っておったね。それは、もう決算のほうで説明を求めたいと思えますけれども。もう特に。

○奥田委員　　ちょっとその他ということで、ちょっと財政に絡んでね。

僕、ちょっと財政課に、市長にもそうだけど、ちょっと厳しく申し上げたいんですけど、今回も、財政が厳しいんだったら、昔、昔というか伊藤市長のとき、財政課を市長公室に、今は政策調整課やけど、くっつけたんですよ。やっぱり政策との兼ね合いで財政が絡んできますからね、くっつけたんですよ。僕が執行部におるときも、それでええと思ってやったんですけども、岩田市長になって、これを外してしまった。今、これ、独立しておるわけでしょう。僕は、それがね、僕はよくないと思うんですわな。やっぱり政策と絡んでくるもので、政策と絡んでくるで別という考え方もあるかもしれんけれども、やっぱり政策には全て予算が伴うもので、僕は一緒のほうがいいんじゃないかなって思うんですけども。ただね、今もこれ、市長がそれは別でええって考えておるんやったら、それで構わんのやけれども、それやったらそれでね、財政課がね、きちっと全体の予算をきちっと把握してほしいんですわね。今回でもね、病院で、僕は、D P Cの予算が4 3 2万上がっておるんやけれども、これ、8月28日の日にね、議運、全協で下村総務課長が説明せなんだんですわね、新規のものやのに、入っておると何も言わなかった。分娩費用がどうのこうのとか、分娩の何とかと入っていますという……。

（「D P Cじゃない、産後ケア」と呼ぶ者あり）

○奥田委員　　産後ケアか。そういうのが入っていますと言うてね。D P C、何も説明せなんだ。それなので、僕、全協が終わった後、聞きに行っただでしょう。これ、病院のほうにD P C入っておるのかいと、D P C関連の予算。ほうしたら、わかりませんって言われましたよね、課長もね。そうだもんで、僕は、そうかいと思って、調べなあかんと思うたら、濱中委員のほうから、ちょっと教えてもらった、その後。やっぱり入っているということですね。だから、そういうことがないようにね、あなた方は、本当に独立して今やっておるんやで、単体で。全体の関連する病院も含め、企業会計も含めて、補助団体も含めてね、どういう予算になっておるかということ、どういう中身になっておるかまでね、全部把握してください、全部。きちっと把握せないことには、本当にこれ、予算を組む上でも大事やと思うし、その責任はきちっと持ってくださいよ。市長、それ、ぜひ指示してくださいよ、財政課に対して。そうでないと、財政課自身が単体でおる意味がないですよ。何にも把握していないんやったら、病院のことも中身を把握していないとか、補正予算も把握していないなんてね。せっかく5億入れておるんでしょ。5億も一般会計へ入れておるんやったら、5億も入れておるような、そこの先が、どういう予算組みしてお

るのかぐらいは、きちっと把握しておかなね、財政再建なんてできへんで。もう、それだけちょっとお願いしますよ、市長。

○南委員長 特にあれば、もし、市長が。

○加藤市長 その辺のところをね、御批判はあろうかと思えますけど、一応、私自身は、財政が全体のことを把握していると、数値に関しては、予算に関してという認識はあるんですけども。その辺のおっしゃっていることについては、大事な話ですから、当然のことながら、政策と予算というのは、おっしゃるように、これは一致するものだという。だから、部署がどうのこうのというのは、そんなものは今の議論じゃないと思いますが。今は、財政課で全部そういうことを掌握しているということを認識していますんですけども、そういう御指摘があるんでしたら、今後やっぱりそのようなことのないように、きちんと指示はいたします。

○南委員長 当然、財政課としてもね、企業会計であっても、当然、認識をしておるものと僕も理解をしておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

それでは、財政課、終わります。

次は、引き続いて総務課をお願いいたします。

(休憩 午前 11 時 01 分)

(再開 午前 11 時 02 分)

○南委員長 それでは、総務課のほうから、議案第 51 号と議案第 53 号の条例についての説明を求めます。

○下村総務課長 それでは、今定例会に提出しております議案について、議案第 51 号、尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について及び議案第 53 号、記号式投票に関する条例の廃止についてにつきましては、行政常任委員会資料にて御説明させていただきます。

まず、1 ページの議案第 51 号でございますが、まず、提案理由ですが、公職選挙法の一部を改正する法律が平成 29 年 6 月 21 日に公布され、施行される平成 31 年 3 月 1 日以降、これは来年春に予定されております統一地方選挙が該当となります。以降に告示される都道府県議会議員の選挙及び市区議会議員の選挙についても候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充することを目的に、選挙運動用ビラの頒布が認められたもので、ビラの作成に当たっては、条例に定めることで公費負担とすることができるものとされており、公職選挙法施行令に準じている本市条例に

ついて所要の改正を行うものであります。

それでは、ビラの作成、頒布について御説明いたします。

作成に当たっての必須事項ですが、まず、頒布責任者の氏名及び住所の記載、これは、候補者でも結構です。印刷者の氏名及び住所の記載、業者であれば法人名、代表者名を、選挙管理委員会が立候補届受け付け後に交付する証し、次に記載する内容については、他の候補者の誹謗中傷や虚偽事項など、法令等に違反する場合を除き、特に制限はございません。

次に、規格ですが、A4サイズ以内であれば、二つ折り、三つ折りのリーフレット形式も可能であり、カラー両面印刷、紙の厚さも特に規制はございません。

次に、頒布についてですが、期間は選挙運動期間中、告示後、立候補届が受理されてからに限りです。

頒布方法、頒布可能場所については、選挙事務所内、個人演説会場内、街頭演説の場所及び新聞折り込みで、情報誌やフリーペーパーへの折り込みは不可となります。

郵送は、葉書のみ認められており、ポスティングについても個別訪問に該当し、不可となります。

議案第51号につきましては以上でございます。

○南委員長　引き続き、53号もお願いします。

○下村総務課長　続きまして、3ページの議案第53号、記号式投票に関する条例の廃止についてにつきましては、現在本市におきましては、市長選挙及び同時に行われる市会議員の補欠選挙に限り記号式投票を適用していますが、自署式の期日前投票の利用者が増加していること、また、投票用紙分類器の導入により、自署式投票用紙の分類が容易となったことなどから、自署式投票に統一いたしたく同条例を廃止するものであります。県内でも記号式投票を実施しておるのは本市のみとなっております。

ちなみに、昨年の市長市議ダブル選挙における期日前投票利用者は、不在者投票を除いて投票者数に占める割合は45%で、10月の衆議院選挙に至っては66.7%の方が期日前投票を利用されている状況にあります。

資料2は、記号式投票用紙印刷代及びスタンプ購入代が不要となることによる経費の削減見込みを掲載しておりますので、御参照願います。

以上でございます。

○南委員長　ありがとうございます。

では、51号と53号について、御指摘のある方は御発言をお願いいたしたいと思います。

○濱中委員　これは、こちらではなくて議長なのかなと思うんですけども、質問に関しては。

ここに、公費負担にするかどうか、ビラを、条例に定めることによりということがあるんですけども、選管の部ですか。これは、議会のほうから意志を示せるものなのか。そのあたりは、どうなの。条例をつくるのは、選管のほうですか。

○下村総務課長　選管のほうで条例を改正するというので、いわゆる2ページのほうにありますように、ビラの作成については、今まで尾鷲であれば市長のみであったんですが、議員さんにおいてもビラの作成が公費負担となると、もちろん上限はありますけど。それに関する公費負担とするための条例改正案でございます。

○南委員長　ちなみに、1枚のとき、幾らやった。

○下村総務課長　7.51。

○南委員長　7.51。

○下村総務課長　7.51円。

○南委員長　上限3万円、公費負担はね。そういうことでしょう。

他にございませんか。

確認しますけど、もう条例、これが条例改正で、公費負担もできるということでしょう、今回の条例でね。

○下村総務課長　その条例改正の説明ということになります。

○南委員長　そうですね。それでね。

○濱中委員　勘違いしておりました。今までビラの作成自体がだめやったでしょう、私費やろうが何やろうが。それがなくなったものの条例かなと思っておったので、それを公費でお願いするのか自費でするのかとか、また別なのかなと思っておったものですから、ビラの作成が可能という条例かなと思っておったので。

○下村総務課長　ビラの作成が可能、しかも公費負担ということになります。

○南委員長　51号についてはよろしいですね。53号の記号式の選挙も、よろしいですね。廃止になるということですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、条例については以上で終わりたいと思います。

あと、その他の報告のほうで、2件ばかり報告があるということでございますので、よろしくをお願いいたしたいと思います。

○下村総務課長　それでは、総務課からの報告であります。

資料の４ページをごらん願います。

本市の財政状況については、人口減少に伴う市税収入等の減少が続く中、少子高齢化により社会保障費が年々増加傾向にあります。定員適正化計画による退職者不補充により義務的経費である人件費の削減に取り組んできましたが、扶助費や東日本大震災以降の積極的な防災減災対策による公債費の増加などにより経常収支比率が９６％を超え、財政の硬直化が進んでいるのが現状であります。

今後も財政状況の悪化が見込まれる中、住民の負担を最小限に抑えつつ最大限の事業効果を創出するよう、限られた財源の用途を総合的かつ効率的に検討するため、本年４月、副市長を委員長とする財政再建委員会が設置されました。

委員会では、平成３５年度までの計画、費用見込み等の精査と積算のほか、歳出削減の検討を行うこととし、総務課に対しましては、勸奨退職の一時凍結、時間外勤務の抑制、管理職手当の削減等について検討するよう指示がありました。

総務課では、勸奨退職の一時凍結について職員組合との交渉を進めた結果、ベテラン職員の早期退職は、公務に関する仕事やスキル、職場での経験値や蓄積された暗黙知の継承など、残された職員にも少なからず影響を及ぼすこととなることから当分の間凍結することとなり、時間外の抑制についても、補正予算が必要となる該当課と業務の効率化や人事等についてヒアリングを行いながら、時間外勤務の抑制に努めることとし、ノー残業ダイの継続、ワーク・ライフ・バランスの徹底を今後も継続していくこととしています。

次に、管理職手当の削減につきましては、一般会計、企業会計を問わず、本年１０月支給分から平均で２１．５％の減額を平成３２年３月まで実施するものであります。

資料にありますように、改正に伴う差額を掲載させていただきましたが、一般会計においては、本年４月の人事異動にて２名の管理職が増員となったことで、３０年度予算への反映額はマイナス５万７，０００円となりますが、３１年度当初予算では２０２万２，０００円の減額が見込まれることとなります。

また、企業会計では、３０年度予算で１１０万７，０００円、３１年度予算では２２１万４，０００円の削減が見込まれることとなります。

次のページには、８月末現在の管理職手当額について、他市との比較を掲載させていただいております。

○南委員長　説明は以上ですか。

○下村総務課長　　まだある。管理職は手当の……。

○南委員長　　管理職手当の削減ということで、これは10月から実行するって理解でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　管理職手当の削減についての規則改正ということで説明を受けました。それについて何か御意見のある方。

○楠委員　　ちょっと2点ほど確認させてもらいたいんですけど、パーセンテージは出ているんですけど、今支払いしている手当というのは、定額なんですか、それとも本俸に対しての何%とか。

○下村総務課長　　表にありますように定額でございます。

○楠委員　　そうすると、定期昇給が当然出てくるので、結局、総計そのものは、数年後には、また300万、200万という可能性も出てきますよね。定額だからないのか。ごめんなさい、ごめんなさい。

　　今、三十何年まで、3年間でしたっけ。ごめんなさい。

○下村総務課長　　一応、32年3月ということですので、31年度末、これは、当然、ときによって延長もあり得るということになります。

○南委員長　　他にございませんか。

○奥田委員　　管理職手当ですか、関連してなんですけど、例えば、課長手当ですと4万4,500円ですか、それを3万5,000円にするということですけども、1人当たり53万4,000円か。3月のときの、4月かな、機構改革ありましたよね、商工水産のほう、水産を農林にという形でね。あのとき、僕が確認して、課はふえませんよねという話を念を押して、課はふえない。ふえなかったですね、実際ね。職員のことちょっと聞いたけど、職員もふえるような感じだったけれども、僕一番気になったのはね、4月以降、課長職が1人ふえましたでしょう。ふえましたよね。参事がふえた感じやけれども。僕ね、財政厳しい厳しい言いながら、輪内なんかでも、センター長、3人から1人にした、そういうことをしながらね、職員の数も減らさずに課長職を1人ふやすという、この感覚自体が僕はちょっとわからないんですよ。まず、そういうことをやらないと、手当が、ちょこまかちょこまか小さいことを、4万4,500円を3万5,000円にするとか、そんな議論よりは、課長職を1人ふやしたら、どんとこれ上がるわけでしょう、要は。そういう身内に甘い、身内に非常に甘い、このやり方が、僕は、もう考えないと、市長、財政再建も何もないじゃないですか。思いません。僕の言うておること、間違っておるかな。

何で、こんな財政厳しい言いながら課長職を1人ふやす必要があったのかなと思うんですけどね。

○加藤市長　確かに2人ふえたと。具体的に言ったら、病院の事務長、これを県から派遣したと。教育委員会の調整官、これが1人課長職になった。これは県からの要請があったという内容でございます。だから、それに対して、要するに、市役所職員の中で昇格というか昇進した者は1人もございません。

○奥田委員　済みません、失礼しました。教育委員会の調整官も課長職になったということだから、2人ですね、病院事務長もふえて、2人。だったら、県から来てもらったからそれでいいんですということですけど、じゃ、県から来てもらった給与というのは、県が出してくれますか。

○南委員長　いや、それは、もう当然市が……。

○奥田委員　持たんでもええやないか。

○加藤市長　言わずもがなですよ。こちらからお願いしたんですからね、県のあれについては。それでもって病院改革という大きな役割を彼に任せているんですから、それだけの効果は出していただく、私は彼にも心づもりあるし、そうしてもらわないと困るわけだ。彼もやるつもりでおります。

○奥田委員　ちょっと論点を変えないでくださいよ。僕は、聞いたのは、市長が県から来てもらって、内部昇格はなかったんですよと、いいじゃないですかという言い方をしたもので、僕は、人件費の負担は県がしてくれるんですかって聞いたんですよ。

県がしてくれないでしょう、今、言われたように。してくれないんだったら、市の負担がふえるじゃないですか。そこは、財政再建とか言いながら、そこは考えないんですか、そこは。

○加藤市長　トータルの人件費ということで考えていかなきゃならないと思います。

○奥田委員　お伺いしますけど、トータルの人件費がふえるじゃないですか。ふえているから僕は言っているんですよ。その課長を、僕は課長を、この財政難と言って機構改革もして、本来ならもうちょっと課を統合していかないかんと思うんですよ。コンパクトなものにしていかないかんのに、それもせんと課長職をふやすという、この感覚が僕にはわかりませんが、皆さんはわかるならそれで結構ですけど。

○南委員長　答弁よろしいですね。

○濱中委員 恐らく、奥田さんの意見と真っ向違うことを言うと思うんですけれども、私、今回、市長がふやしました参事のところは、魅力発信というようなところがありましたよね。

(発言する者あり)

○濱中委員 違う、違う。聞いてください。

それで、市長にお願いしたいのは、こういうふうにして、市長は、ここを力を入れたいというところに入れてもらったら。私、この間一般質問でも、じゃ、子育て支援の参事に入れてくださいよってお願いしたのは、ここに係る経費以上の効果がどう出るのか。市長は入りが大事なんですということを言われるので、結果として、こういうふうにして人事配置をした結果、どういうふうな効果が出ていますよということを御説明できる形でなければ、ふやした意味もないし、奥田さんが言われるように、これを無駄と言われても仕方がないのかな。それは思うんですけれども、その入りの効果がきちっと、この年度を通して、どういった効果、これを置いたことよっての効果、成果ですね、そういったあたりを説明していただくまで、私は、この人事配置に関しては、行政改革は減らすばかりが脳じゃないというようなことも思っております。ふやした結果、1ふやして100効果が出るんやったら、それは効果かなと思うんですけど、一つ、そういったことで、どういった報告をいただけるのかをお待ちしたいんですけれども、御意見伺います。

○加藤市長 具体的に申し上げますと、魅力発信の話につきましては、商工のときに、どういう行動を、今、現在、5カ月間でどういう行動を起こしているか、種をまいているかというようなことについて、今後どういうふうにするつもりだということについては、商工観光の報告事項について、途中経過ですからね、今、5カ月の間に何をやってきたかという、そういうことを説明させていただきます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 今回ね、管理職の皆様が、隗より始めよという言葉が適当か適当ではないのかわかりませんが、まずできることから踏み込んでいただいたということで、条例改正やなしに規則改正でできると、みずから率先していただいたということは、ある程度の評価はいたしたいと思います。

もう一件のほう、冒頭で市長が報告あったんですけれども、派遣についてでしたね。

○下村総務課長 それでは、西日本の広範囲に多大な被害をもたらした7月豪雨

により被災した広島県安芸郡熊野町への災害派遣業務について、補佐のほうから報告させていただきます。

- 高浜総務課長補佐兼係長　それでは、今回の派遣につきまして、本年3月に総務省が構築した被災市区町村応援職員確保システムの要綱に基づくもので、大規模災害で被災した自治体に対し、都道府県や政令指定都市をペアにする制度で、今回、三重県は熊野町を担当することとなったものであります。

それでは、資料の6ページをお願いします。

- 南委員長　お願いします。

- 高浜総務課長補佐兼係長　まず、熊野町の概要ですが、広島市、呉市の間の内陸部に位置し、両市のベッドタウンでもあります。江戸時代より熊野筆の製造が産業の中心となっております。人口は2万4,253人、町の面積が33.76平方キロメートルで、四方を山に囲まれた盆地であります。

次のページをお願いします。

被災状況であります。死者12名を含む人的被害は16名で、建物被害は、全壊26軒を含め200軒に及んでおります。

8ページの土砂災害の写真は、一番被害の大きかった川角地区の航空写真であります。

9ページには、ライフラインの復旧状況を掲載しております。

現地での本市の職員の活動状況といたしましては、7月18日から21日まで、住家被害認定調査として2名、29日から8月2日まで、災害関連死予防対策支援として2名、2日から5日まで、被災遺留品支援として2名派遣いたしました。

10ページには、住家被害認定調査の用務状況を掲載しております。

今回の調査は、目視のみの一時調査ではなく、家屋に立ち入り点数を計算する第二次調査を実施するため、内閣府の被害認定基準運用指針のレクチャーを受ける必要もあったことから、水害時の被害認定の実績経験のある税務課職員と私が行ってまいりました。

現地では、午前中に被害家屋の調査を行い、午後は、調査票をもとにデータ入力をするという作業に従事し、期間中のノルマを達成することができました。

次のページは、災害関連死予防対策支援用務の様子であります。床下浸水以上の住宅や要支援が必要と思われる高齢単身者世帯を中心に訪問活動による健康調査を行い、データ入力の作業を行うものであります。

訪問先では、炎天下の中、復旧作業に当たる人も多く、熱中症予防について熊野

町の保健師と一緒に注意喚起に努めるとともに、役場の各課の連絡先や高血圧予防、熱中症対策のリーフレットの配布を行いました。

被災遺留品支援用務につきましては、被害の大きかった川角地区において、流出した遺留品のアルバム、衣類、ランドセル、おもちゃなどを整理、リスト化するとともに、引き渡しの際におけるマニュアルの作成をして、被害に遭われた方や親族の方へお返しする用務でありました。

次のページ以降には、廃棄物の仮置き場、仮設避難路、避難所の写真を掲載しております。

私からの報告は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

特に、今回、総務課長も高浜補佐もね、現地のほうへ出向いていただいたということで、御苦労さんでございました。

ただいまの報告で何かありますか。

○三鬼（和）委員 1点は、今、説明していただきましたもので、出張したときは、復命書というのかな、つくるんですけど、将来的というか、あつてはならんことで被災なんかはしたくないんですけど、被災を想定して、こういった応援に行ってきたのをレポートでまとめるとか、市長、もう一点、市長なんかも1日、職員集めて云々と言っていますけど、やっぱり研修の中で、こういったところへ行っただけの話若手職員に話して、将来、いわゆる職員の皆さん、定年が来たら退職していくわけですから、そういったことの実績を引き継いでいくということもしていくことが守りに役立つのではないかなと思うんですけど、その辺の取り組みについてはいかがですか。

○下村総務課長 東日本大震災のときも我々が中央公民館などで報告させていただきました。

熊本地震の際は、2名の職員をうちが派遣しまして、現地での聞き取り等調査、あと、写真等を総務課のほうで保管しております。

今回の案件につきましても、計6名の職員が行ったんですが、おのおのが違う業務であったということで、詳細にまとめた資料を総務課のほうで保管しておりますので。

ただ、今回から対口支援ということで、被災自治体に対し行くということで、リセットにならないということで、本市の場合は、今度はもう名張市さんの次、2番目に、仮にどこかで被災があつて職員派遣があつたら、もう次、尾鷲市が2番目に

行くということになりますので、そういったときのためにも、派遣する職員には十分説明していくようにはしたいと思ひますし、それなりのマニュアルも作成したいと思ひております。

○三鬼（和）委員　　今、課長のほうからマニュアルということが出たので、ぜひそうしてほしいというか。近い年数であると、経験した職員がおるから、その方、その職員をリーダーにしてこれは取り組もうやないかって、もし尾鷲市が被災したときでもできるわけですけど、いなくなったりとか年をとってきたときになったときに違いますから、そういったものをマニュアル化して、素早く取り組みができるような仕組みというのは防災に対して大事だと思ひますので、ぜひお願いしたいと思ひます。

○下村総務課長　　8月末に届きました熊野町の保健師さんからの礼状の中では、今後長い期間での支援が必要であると感じておりますが、お一人お一人生活環境は違い、丁寧な支援ができればと思ひておりますとの文面がありました。

被災地にとって復興の道は長く厳しいものとなりますが、本市といたしましても、災害を決して対岸の火事と思わず、被災地支援に対しましては積極的にかかわってまいりたいと思ひますので、先ほど言われましたように、派遣職員についての、業務は違ってくるとは思ひますが、基本的なマニュアル的なものも検討していきたいと思ひております。

○南委員長　　ありがとう。

○楠委員　　2点ほど確認したいんですけど、まず、確認というより、まず、一つは、職員の方には、お疲れさまと言いたいぐらいですね、6名の方。

一つちょっと確認したいのは、被災家屋の認定というより判定士みたいな資格を有している職員がいるのかどうか。

○下村総務課長　　そういった認定士みたいな、いわゆる建築や土木の技士というのが、うちの場合、職員数が少ないということで、当然こういう大きな災害がありますと、被災地が望むのが、そういう建築技士や土木技士なんですけど、尾鷲市の場合、職員数が少ないということで、長期の派遣というのは、当然こちらの業務にもかかわるとということで、現在のところは、東北の際に際しても派遣は実施しておりません。

○楠委員　　多分、県は、指導というより、そういうことをやっていると思うんですけど、せっかくであれば、専門職の方が被災家屋の判定士とか、土地の判定士、宅地の判定士、そういうちょっと資格を持っていると、実際被災を受けたときに、

他の行政体から来てもらったときにトップに立って指示、命令系統が明確になるので、もし、そういうチャンスがあれば、やはり、そういう判定士の資格みたいなもの、県が指導していると思うので、やっていただいたほうがいいのかなと。

ただし、今言ったように長期の派遣というのは確かに厳しいと思いますので、そういうものを持っているだけでも動きやすいと、実際の災害が起きたときにとりあえず、ぜひ、研修制度の中に取り入れてもらってもいいんじゃないかなというふうに思います。

○南委員長 要望ということで。

○野田委員 済みません、今、三鬼和昭委員の質問にもありましたけれども、東日本大震災のときは、いろんな庁内で勉強会とか報告ということをやられたということやけれども、今回も、そういう勉強会とか、実際に行って感想とか、どういふことを地域にも必要だというような報告会を、もしよかったらしていただければなという。マニュアル化という、そういう書類もあるでしょうけれども、実際行った経験の報告等をしていただければ僕は参加したいと思うんですけども、ちょっとその点、どうですか。

○下村総務課長 東日本の場合は、期間としては6週間ぐらいの長期にわたったということで、主に避難所運営ということでありましたし、私どもも初めてということで、職員に対して報告会ということを実施しましたが、今回、実働2日程度になってしまったということもありますので、資料的にもこの程度しかできなかったということと、それと、熊野町の、私がたまたま行ったときは、保健師さんと各家屋を回ったということで、熊野町さんの場合は、先ほども言いましたように、割とコンパクトな町であったということと、大きな被災場所にはちょっと立ち入りもできなかったということもありますので、こういった程度の資料しかつくれませんでした、何らかの報告会を検討させていただきたいと思いますが、ちょっと東北のときのように全職員を集めて報告する程度の資料までは、まだないというふうに思っております。

○野田委員 全職員じゃなくても、ちょっと関心とか考えている人もいますので、そういう時間をちょっと15分から30分程度でまたしていただければ僕は個人的に思います。

以上です。

○濱中委員 楠委員のちょっと関連で。

先ほど、やっぱり職員数が少ない中で外への派遣、難しいことを言われました。

市長、実際災害、自分のところが被災したときに向けてのシミュレーションも含めて、こういうところで勉強させてもらうんやと思うんですけども、実際今の尾鷲市の職員の数の数の中では、いろんなどころの協力を、こういったことの経験を生かして協力を求める準備を進めるべきだと思うんです。

今、建築士協会とか建築家協会とか、三重県の中でもJ I Aとか、そういったところが各自治体と協定を結んで、そういった技士派遣、災害時の技士派遣とかというのを積極的に動いている情報がありますので、そういった協定に関しまして、どうか情報のキャッチを敏感になさって備えにさせていただければと思うので、よろしくをお願いします。

○加藤市長　基本的には、市で何ができるのかという、総務課長が言いましたマニュアルが絶対必要なんです、全てにおいて。マニュアル化はやっていかなきゃならないと。それと、やっぱり、おっしゃるようにネットワークをどうつくっていくかというね、どうやってフォローしていただくかというような、その辺のところを含めて、私よく連関図、連関図と言うんだけど、これが絶対必要だと認識しておりますので、ちょっとこれも取り組みたいと思っております。

○南委員長　よろしく。

○奥田委員　9ページのところがここなんですけど、先ほどの楠委員の質問でもちょっとかぶるんですけど、まず、7月中旬から8月初旬、一番暑いときに、この6名の方々、本当にお疲れさまでしたと申し上げておきますけど、この7月18日から21日のところの住家被害認定調査用務、データの入力という話でしたけど、罹災証明の発行とか、そういうことまではしていないんですか。

○下村総務課長　罹災証明を発行するためのデータ収集なので。

○奥田委員　私、前にも申し上げたけど、また、熊本に2年前に行ったんやけど、やっぱり罹災証明の発行というところがなかなか進んでいかないんやということで、やっぱり罹災証明を発行する前の段階のデータ入力ということですね。

どうだったんですか、行かれて、その後スムーズにデータ入力して罹災証明の発行というのもスムーズに行って、被災されたところの復興というか、そういう解体も含めてね、進んでいったのかな、その辺ちょっと気になるもんで教えてください。

○高浜総務課長補佐兼係長　この業務は、罹災証明を熊野町が7月24日だと思うんですけど受け付けを開始して発行したいというもとに、この4日間で集中して被害認定調査をしたいという要望のもとに行ってまいりました。

そのために、この結果をもとに罹災証明の受け付けをしたものから順次発行でき

たとは聞いております。

○南委員長 じゃ、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○南委員長 じゃ、総務課の審査を終わりたいと思います。

○濱中委員 総務課のためですか、意見。

○南委員長 何か特に。

○濱中委員 実はすごく気になるニュースが紙面を踊らせたこともあったんですけども、職員のいろいろ健康管理であるとか勤務管理であるとかというところが総務だと思ってしまうんですけども、ハラスメント関係の相談体制が、今、どうなっているのかを少し確認させていただきたいなと思います。

○下村総務課長 ハラスメント、いろいろあると思うんですが、総務課のほうとしましては、毎年6月ごろをめどに全職員に対し防止の通告と、それと、相談については総務課のほうへと。

ただ、セクハラのように、女性の方からの場合は、保健師等を通してというような、それは随時プライバシーも守ってというふうに通知を出させていただいておりますし、三役課長会においても、その都度疑わしきようなことがあれば、その都度三役課長会でも通達を出すようにはしております。

○濱中委員 プロジェクトの中にも、副市長が座長で働き方改革の話なんかもされているとは思いますが、今の体制ですと、以前に一般質問なんかで三鬼和昭議員なんか、外部の社会労務士とか、そういったことの提案もされておりましたけど、やはり、中で働く人たちから立ち話程度で聞き取りをするときにね、内部の人間には相談しにくいという言葉が出ております。イベント的なものではなくて、年に1回、そこを過ぎしてしまえば1年我慢するという、そんなことがあってはなりませんし、常時相談するところが内部だけというのは少し心もとないかなという気がするんですね。やはり、大事な職員ですから、そういったことを我慢しながら体を壊してしまっては職務にも差しさわりますので、本当に効果的に職員たちがきちっと働きができる体制を整えるのも一つの行財政改革かなと思っております。きちっと相談業務が、本当に内部だけでいいのかどうかの聞き取りも含めて、昔の根性論が通用せんのですよということをよく若い人たちから聞きますので、そういったあたりがかなりデリケートになっている部分なので、ぜひその辺の体制、これでいいのかというあたりも含めて、見直しをかけていただきたいと思うんです。

もし、副市長、その働き方改革のあたりで御意見ございましたら、お願いします。

○藤吉副市長　委員おっしゃるとおり非常に働き方というのは大事なものでございますし、昨今、セクハラであるとかパワハラというのは非常に大きな問題になっておりますので、そのあたりにつきましては、また、どういう今の総務課を窓口にして相談業務を行うのがいいのか、委員おっしゃられるように外部の方を交えたほうがいいのかというところは、ほかの他市町の状況もちょっと確認しながら検討してまいりたいなど、こんなふうに思います。

○濱中委員　ハラスメントという言葉ができたことで、大人の場合なんか、するっと通ってしまうことがあるんですけど、いじめですからね、本当に。そういったことのないような形をお願いしたいと思います。

○南委員長　そういうことでよろしくお願ひいたしたいと思います。

総務課の審査を終わります。

続いて、もう会計課をして昼にしたいと思いますので、今しばらく協力をお願いいたします。

(休憩　午前 11 時 41 分)

(再開　午前 11 時 42 分)

○南委員長　それでは、会計課のほうの補正予算の議案第 54 号の説明を求めます。

○佐野会計管理者兼会計課長　それでは、進行表に基づきまして御説明をさせていただきます。

議案第 54 号、平成 30 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決についてのうち、歳入のみではありますけれども会計課に係る分を御説明させていただきます。

資料は特にございませんので、補正予算書の 14 ページ、15 ページをごらんください。

通知させていただきます。

よろしいでしょうか。

○南委員長　はい。

○佐野会計管理者兼会計課長　それでは、歳入についてでございます。

中ほどにあります第 18 款繰越金、第 1 項繰越金、第 1 目繰越金でございます。補正前の額 1,000 円、今回の補正額を 2 億 3,332 万 1,000 円としております。計 2 億 3,332 万 2,000 円とするものでございます。これは、前年度の

繰越金ということでございます。

御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○南委員長 29年度の繰越額でございます。

これについては、もうよろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 御苦労さんでした。

正午のため休憩をいたします。

午後は、1時10分から開催をいたします。

(休憩 午前11時43分)

(再開 午後 1時09分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き行政常任委員会を開催させていただきます。

午後からは、市民サービス課、議案第54号、補正予算と議案55号、国保会計、56号、後期高齢者と3本の議案がありますので、まず、議案第54号の補正のほうからお願いいたします。

○内山市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第54号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算書及び予算説明書に従い御説明をさせていただきます。

それでは、補正予算書、10ページ、11ページをごらんください。

通知をさせていただきます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正前の額991万7,000円に対し48万6,000円を増額補正し、1,040万3,000円とするものです。1節総務費国庫補助金社会保障税番号制度システム整備費補助金48万6,000円の増額で、詳細につきましては、歳出のところで説明をさせていただきます。

続きまして、補正予算書、16、17ページをごらんください。

歳出についてです。2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティセンター費、補正前の額2,363万2,000円に対し113万4,000円を増額補正し、

2,476万6,000円とするもので、財源は、全額一般財源です。内容は、集落支援事業113万4,000円の増額です。事業の概要につきましては、資料により説明をさせていただきます。

資料1を通知します。

事業名、集落支援事業（梶賀地区）への導入でございます。

事業概要といたしましては、導入地区につきましては、九鬼、三木浦に次ぐ梶賀地区3地区目となります。

期間につきましては、今議会でお認めいただいた後、30年10月から来年3月末までを期間としております。

取り組み内容につきましては、地区集落の状況把握、買い物支援や通院支援の調査、検討、地区内の巡回、相談等の聞き取りを行う予定としております。

事業費につきましては、1番、報償費14万4,600円の6カ月分、から一番下の使用料及び賃借料までの計113万4,000円でございます。

財源につきましては、特別交付税措置ということで、年度末に特別交付税として算入されることと聞いております。

それでは、予算書にお戻りいただきまして、18、19ページをごらんください。通知をさせていただきます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正前の額4,200万4,000円に対し48万6,000円を増額補正し、4,249万円とするものです。財源内訳は、先ほどの歳入の説明をいたしました全額国庫支出金でございます。

戸籍住民基本台帳経費では、13節委託料48万6,000円の増額で、戸籍総合システム改修業務委託料です。

ここで、資料2を通知させていただきます。

説明は、北村主幹のほうから説明をいたします。

○北村市民サービス課主幹兼係長　それでは、戸籍総合システム改修業務につきまして、資料をもとに御説明させていただきます。

今回、補正予算計上させていただきました戸籍総合システム改修につきましては、法務局におきまして、現に各市区町村で戸籍に記録されている文字を収集した上で、同じ文字と異なる文字とを峻別する文字の同定作業を行い、連携情報に使用する文字として整備された文字を定めるものとされました。これを受けまして、各市区町村において、文字（聴取不能）の収集作業が必要となりましたが、現状のシステム

では法務局へ提出する文字の抽出作業ができないことから、今回システム改修業務を行うための費用としまして委託料として48万6,000円を計上させていただきました。

なお、先ほど課長からも御説明がございましたが、同額の48万6,000円を国庫補助金の歳入として計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

○北村市民サービス課主幹兼係長 委員長、済みません。

以上で、平成30年度一般会計補正予算の説明を終わります。

○南委員長 市民サービス課の補正の説明は以上でございます。

御意見のある方は御発言を願います。

○濱中委員 この集落支援員制度の事業費の中の研修に伴う旅費というところがあるんですけども、この研修は、どういった内容で、どういうところへ行くのか。

○内山市民サービス課長 この予算の普通旅費の研修の費用なんですけど、これは、国とか県から集落支援の活動状況の報告とか聞き取りが行われる場合があります。その場合に、東京なり県なりへ行くための出張旅費でございます。

○三鬼（和）委員 同じく、16、17ページの集落支援員事業なんですけど、先ほど課長から説明がありましたように、九鬼、三木浦それから梶加地区の要請に基づいて設置していくというのか配属していくという形なんですけど、この支援員については、例えば旧尾鷲町内とかあるじゃないですか、属に言う表現の、こういったところに支援員を置くというときは、やっぱり地域の要望なんですけど、そういう行政的にそういった配置をできるんですか、どうなんですか。

○内山市民サービス課長 まず、この集落支援員制度導入に当たりまして、市で最初に要綱を固めております。その要綱の中で、地区コミュニティーセンター管内というふうに一応の縛りを設けています。

また、旧町内につきましては範囲の区切りがなかなか難しいというのもあって、まだ今の現要綱では、旧町内への導入は考えていないという状況でございます。

○三鬼（和）委員 コミュニティということでしたら、特に中心市街地だったら、向井であるとか矢浜は可能ということだと思んですけど、コミュニティーセンターがありますから。

ただ、今回、仲議員でしたかが一般質問していたときに、独居老人であるとか、そういった看護師さんにもう少し回ってもうたらいいかとやっていたんですけど、

看護師等の数とかそういうのも限られておりますし、そういった日々の見回りとかそういったのであれば、旧尾鷲町内も、例えば、泉地区であるとか光ヶ丘地区であるとか、そういったブロックごとにして配置ができるような決めというのをすると、非常に行政推進する中でも、そういったような独居老人であるとか怖がっておる方の相談というのか、そういった市民に対してやさしいサービスができるのではないかなと思うんですけど、その辺の考えの変更というか、その辺まで突っ込んでやるという考えとか検討はされていないんですか。

○内山市民サービス課長　　また、その辺につきましては、福祉保健課のほうとの絡みもございますので、また庁内で検討していくようにさせていただきます。

○三鬼（和）委員　　ぜひ、周辺部のみならず全体的に高齢化になってきておる中で、看護師さんであるとか民生委員さんとかも、いろいろ地域のこと、それから、自治会通じてでもありますけど、特に、この地区、地域支援員に関しましては、目的がはっきり定まっておるということも特徴だと思うので、やっぱり旧尾鷲町内においても、こういった導入ができないかどうかということを整備されるべきだと、それこそ、やっぱりひとり住まいであるとか老人であるとか、老老というのかな、そういったことも含めて住む人にやさしいまちづくりにつながるのではないかなと思うので、ぜひ前向きというのか進めてほしいなと思うんですけど、いかがですか。

○内山市民サービス課長　　検討させていただきたいと思います。

○三鬼（和）委員　　ちょっと待って。検討だけじゃなしに、取り組むとか。
市長、その辺、どうなんですか。

○加藤市長　　お名前のごとく集落支援ですので、まず、やはり、まず私が考えたのは、輪内地区、須賀利、この辺を中心にしながら、やはり、どれだけ支援員として活躍していただくかということ、まずここを中心として。

おっしゃること、非常によくわかるんですよ。どの辺に区切りながら、どうしていくのか。当然、そういう要望されている方、結構いると思うんですよ。その辺のところを、きちんと、どういうふうにして住み分けてやっていくのか。これは、一回ちょっと、庁内であつたらどうすべきなのかという、そういう場所的なそういうのも含めて、これについては、一回福祉等々、関係者も交えて検討していきたいと思っております。

○小川委員　　今、三鬼委員も言いましたけど、それ、やっぱり地域包括ケアシステムといいますか、そういうのもやっぱり位置づけとして、福祉保健課とね、やっぱりちょっと相談したほうがいいと思います。

それと、これ、前も一律で、よう似たやつばかりでね、支援員の業務というか。他市町を見てみますと、やめた店とかの再生というのもやっていますよね、買い物弱者対策で。そういうのも今後検討してみたらどうかというのと。

あと、もう一点、国から350万交付金として出るんですよね。この勘定で行くと、もし1年間やっても、お金が残りますよね。もっと何か違うことも考えてもいいんじゃないかと思うんですけど、それも、どうですか。

○内山市民サービス課長 先ほどの空き店舗の対策とかというのは、集落支援員のほかにも、協力隊のミッションでもかかわる部分もありますので、また、そこらは整備していきたいと思います。

それで、また、年額、上限が350万というきまりがあって、その中で補償費と、あと、事務経費です。もちろん、交付金事業ですので、後々会計検査等も考えられますので、使途については、きっちり国の要綱に沿った形で認められるものはつけていきたいというふうに考えます。

○小川委員 他市町のやつを見ますと、多様な仕事というか業務を持っていますので、もしそれも一回調べて、こういうのばかりじゃなしに、ほかにもそういうのもできるような、そういう仕組みもつくっていただきたい、そのように思います。

○内山市民サービス課長 要望があれば、要綱も含めて見直しをする必要があると思います。

○南委員長 よろしいですか。

1点だけ、他の地区からの集落支援員の要請というのは、現時点ではないんですか。

○内山市民サービス課長 三木里と古江地区で、区のほうから集落支援の一応説明に来てもらえないかということで、うちのほうの担当が役員さんに集まっていたきまして、集落支援員制度とはどういうものか、また、導入するに当たっては、当然、地区の協力なしには集落支援員が孤立してしまいますので、そこら辺も十分検討した上でということで、今回、梶賀地区の地元の協力も十分いただけるという話も伺っていますので導入というふうに考えております。

○南委員長 ありがとう。

○小川委員 九鬼地区とかではデマンドの話も少し広がっているみたいなんですけど、もう梶賀のほうでも早速デマンドというかボランティアを募って手を挙げておる人もいるみたいで、買い物弱者対策とか通院の問題、解決しようという、そういう話が出ているんですけど、九鬼のほうで何か仕組みづくりをやっているという

ことで、それはどこまで進んでいるんですか。

○内山市民サービス課長　　まず、デマンドというか、都合のよい時間に各自の車を利用して駅までとかという方法を試験的に8月ぐらいから始めております。

ただし、保険の問題とか公共交通との絡みもありますので、まだ、あくまでも試験的にということで、社会福祉センターのほうで、そういう保険の制度もありますので、そこら辺も活用しながら、今後本格導入に向けて、今、試行運転を始めたと聞いております。

○小川委員　　梶賀のほうでもそういう動きがありますので、保険とかそういう問題、また、お知らせいただきたいと思います。

○濱中委員　　集落支援員の活動の中で、恐らく包括ケアシステムの中の総合事業とかかわってくる部分が出てくるかと思うんです。その辺のルールづくりであるとか、地区によっては、これが総合事業との絡みを取るのか取らないのか、お金の動きの違いもあると思いますので、そこを移行するときには必ず地域の実情をきちんと聞き取ってほしいなと思うのがまず要望と、こういった、これは福祉のほうのがええのかなとも思うんですけれども、総合事業に移行する場合の取り上げ方というのは、各地区でそろってからにするのか、きちんと事業が成立するところから順番に、もう早いところから、頑張ったところからやっていくのかというあたりも、きちんとガイドラインなどをつくって進めていただくように。ほかの地区にわかりやすい形というのをお願いしたいと思います。

○南委員長　　他にございませんか。

それでは、次の議案第55号と56号、あわせてお願いいたします。

○内山市民サービス課長　　それでは、議案第55号、平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について御説明を申し上げます。

補正予算書、25ページをごらんください。

通知をします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,793万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,747万7,000円とするものです。

32、33ページをごらんください。

歳入です。5款1項1目繰越金、補正前の額1,000円に対し1億5,793万3,000円を増額補正し、1億5,793万4,000円とするものです。1節繰越金1億5,793万3,000円は、平成29年度決算における剰余金額を増額す

るものであります。

続きまして、補正予算書、34、35ページをごらんください。

歳出です。5款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費、補正前の額1,781万6,000円に対し40万8,000円を増額補正し、1,822万4,000円とするものです。財源内訳は、全て一般財源です。23節償還金、利子及び割引料40万8,000円の増額は、29年度に交付された特定健康診査国庫負担金及び県負担金の精算による返還金が発生したことによる増額でございます。

次に、6款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、補正前の額1,000円に対し1億1,853万7,000円を増額補正し、1億1,853万8,000円とするものです。財源内訳は、全て一般財源です。25節積立金1億1,853万7,000円の増額は、今年度の歳入と歳出の差額を財政調整基金積立金に積み立てるものでございます。

次に、8款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、3目一般分償還金及び還付加算金、補正前の額1,000円に対し3,070万1,000円を増額補正し、3,070万2,000円とするものです。財源内訳は、全て一般財源です。23節償還金、利子及び割引料3,070万1,000円の増額につきましては、29年度に交付された療養給付費等負担金の精算による返還金が発生したことにより増額を行うものです。

次に、4目退職分償還金及び還付加算金、補正前の額1,000円に対し548万3,000円を増額補正し、548万4,000円とするものです。財源は、全て一般財源です。23節償還金、利子及び割引料548万3,000円の増額は、29年度に交付された療養給付費等交付金の精算による返還金が発生したことにより増額を行うものでございます。

次に、36、37ページをごらんください。

8款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正前の額ゼロ円に対し、280万4,000円を増額補正するものです。財源は、全て一般財源です。28節繰出金280万4,000円の増額は、29年度の精算に伴い一般会計に繰り出しを行うものでございます。

以上が、平成30年度国民健康保健事業特別会計補正予算の説明でございます。

○南委員長 続いて、56号。

○内山市民サービス課長 続いて、議案第56号、平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について御説明を申し上げます。

補正予算書、39ページをごらんください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ561万7,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ6億2,144万9,000円とするものです。

46、47ページをごらんください。

歳入です。4款1項1目繰越金、補正前の額1,000円に対し561万7,000円を増額補正し、561万8,000円とするものです。1節繰越金561万7,000円の増額につきましては、前年度の決算上生じた繰越金でございます。

次ページをごらんください。

歳出です。上段の2款広域連合負担金につきましては、税務課から説明をさせていただきます。

- 吉沢税務課長 2款1項1目広域連合負担金の補正予算510万4,000円につきましては、平成29年度、現年度分の保険料の出納閉鎖期間中の収入、平成30年4月、5月の徴収額が確定したため、三重県後期高齢者医療広域連合のほうへ負担金として支払うための補正計上するものであります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

- 内山市民サービス課長 それでは、その下の段、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金の欄をごらんください。

補正前の額1,000円に対し51万3,000円を増額し、51万4,000円とするものです。財源は、全て一般財源です。28節繰出金51万3,000円の増額につきましては、前年度の精算に伴い一般会計に繰り出しを行うものでございます。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

- 南委員長 以上が国保の補正と後期高齢者の補正の説明をいただきました。

何か御質疑のある方はみえますか。

- 三鬼（和）委員 済みません、48ページ、49ページ、もう一度ちょっと第2款広域連合負担金の19節ですか。これ、510万4,000。29年度の保険料が確定したのでということなの。もう少し詳しくちょっと説明してください。

- 吉沢税務課長 こちらのほうは、平成29年度の後期高齢者の保険料のうち、いわゆる出納閉鎖期間中、平成30年の4月と5月に収入された分については、負担金として後期高齢者連合のほうに支払うのが平成30年のこの1年おくれという形になっていまして、この金額が確定してから補正計上して連合のほうに払うような事務運用をさせていただいております。

以上です。

○三鬼（和）委員　では、ちなみに、納付する期限というのは、いつなんですか。

それと、もう一点あわせて、34、35ページの8款の支出金の中の23節の一般被保険者返還金、それから、退職被保険者返還金、これは、いつ返済する分ですか。この2点、説明してください。どっち先でも構わんもんで。

○小川市民サービス課係長　まず、8款の諸支出金、一般被保険者返還金につきましては、30年度末、31年の3月31日返還期限になっています。その下の退職被保険者返還金につきましては、9月28日が返還期限となっています。

（発言する者あり）

○小川市民サービス課係長　そうなんです。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

ごめんなさい、税務課長。

○吉沢税務課長　先ほどの支払いの話なんですけど、ちょっと手元に詳しい資料がないんですけど、4月と5月の金額が確定してから請求が来ますもんで、30年度6月以降に請求が来るとい形になっております。

以上です。

○南委員長　よろしいですか。

○三鬼（和）委員　いつかというのを聞きたかった。というのは、広域のほうでも、また、こういった繰り入れが出てくるとは思いますので確認しておきたかったのも、また後で、後ほどでもお教えてください。

○奥田委員　済みません、国保のほうで、繰り越しですね。財調の積み立てが1億1,800万ぐらいあるんですけど、残高だけちょっと教えてもらえませんか。

○小川市民サービス課係長　30年度の今回の補正を承認していただいた場合、9月補正後の見込みが1億3,639万9,000円。

（発言する者あり）

○小川市民サービス課係長　1億3,639万9,000円の見込みです。

○奥田委員　1億3,600万なら、ふえてよかったですね。

30年度から経営の一元化ということでやっていますが、今後どうなるんですか。財調は受けられないような形で、国保税も上がらん形でやってほしいなと思うんですけど。どんな見込みなんですか。

○内山市民サービス課長　昨年議会から議会のほうへも財政調整基金が1,700万ま

で当初予算を組んだ時点で落ち込んだということで、31年度からの税制改正に向けて動き出してはおります。

ただ、今回こういうふうに繰越金が見込みよりもかなりあったというのが現状でございまして、先月も国保の運営協議会の中でも、一応29年度の決算の前説明をさせていただいたんですが、今回の委員会でも、決算委員会のほうで29年度の詳しい決算内容を御説明させていただきます。その中で、国保の加入者の減のこととか今後の見込みについても多少お話しできればと考えています。

以上です。

○奥田委員　これは、あれですか。県のほうは、どういう考えなんですかね。これだけ財調もふえた、1億以上ふえたんだから、県のほう、一旦、県のほうへ保険全部上げますよね。上げて、それで、県のほうから補助というか拠出金を市のほうへというかね、くれるわけですけど、県のほうから出すお金を制限するとか、予算を制限するとか、そんなことはないですよ。どうなんですか。

○内山市民サービス課長　基本的に基金は、各市町の自由裁量です。基金を持っておるから県への納付金下がるとかそういう話ではございません。

また、県の方は一元化になって、市のほうから納付金という形で、今、5億数千万、県のほうへ納めて、県のほうから、その医療費に係る18億円余りを交付されて、医療機関へ支払うというような制度になっています。

また、各市町の医療費の使った金額とか、2年後の納付金で精算されますので、2年後の納付金下がるか上がるかというところも見込んでいかないといけないような状況です。

○南委員長　奥田委員、よろしいですか。

○濱中委員　財調、ことし、これを見せてもらって、少しええのかなという。

実は、今、皆さんが病気予防というあたりで医療費を抑えようという、国保の値上げも見越した上で、できるだけ医療費を抑えようという動きで、一方は、病院経営をよくするために病院の売り上げをふやす、そういった制度の変更も見込まれておって、31年、32年と、そういった動きが出てきますよね。そのときに、総合病院にかかる市民の人たちがどれぐらい割合になってくるかによって、医療費のほうもまた上がってくるという、そういった相反するものがあると思うんです。そのあたりが、病院の経営を考えると国保の財政を考えると調整がきちんとできているのかなというのが気になっているんですけども、そのあたりの調整というか連絡は、やられておりますか。情報収集とか。

○内山市民サービス課長 国保サイドとしては、あくまでも健康で長生きに地元で暮らせるのが一番理想の姿ということで、福祉保健課と共同して保健事業で特定健診の受診率のアップに取り組んでおります。

ただし、総合病院の患者さんで国保の割合とかというような情報はいただいておりますが、そこに対して国保側からという動きは、特に。医師会とかには、糖尿病とかの重症化予防については御協力もいただいておりますので、医師会の協力もいただいておりますのが現状でございます。

○濱中委員 市長のお立場でいくと、本当に病院経営の責任者であり国保会計の責任者でありというあたりの、そこら辺のせめぎ合いもあるのかなと思うので、ぜひ、この両方の動向をきちっと見きわめた上で、何が最善なのかということの判断をお願いいただきたいと思います。

○小川委員 いろいろ削減ということで、やっぱり健康増進であるとか特定健診ですか、大事になってくると思うんですけど、特定健診の受診率を上げるために受診勧奨とかでやっていると思うんですけど、ほかにコール・リコールであるとか、そういうのも今やっているようになっているんですか。ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

○内山市民サービス課長 特定健診受診率のアップのために、市のホームページなりエリアワンセグでも情報を流させていただきます。

また、今年度事業で国保連合会の事業の中で、コールセンターへの委託事業ということで、1人の国保の加入者の方に対して3回程度受診のお願いの電話と、受診されましたかという電話と、なぜ受診をできないんですかというような聞き取り調査も含めて委託事業として行っています。

○小川委員 今、コールセンターという言葉が出ましたので、コールセンターって、多分愛知県のほうだと思うんですけど、それによって受診率、ちょっと上がったんですか。

○内山市民サービス課長 まだ今年度分につきましては、7月から健診が始まって、まだ始まったところです。まだ結果は出ておりませんが、また結果が出たら報告をさせていただきます。

○南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようですので、付託議案の審査は終わります。

その他のほうで、折橋墓地の件についての報告があるということでございますの

で、お願いします。

○内山市民サービス課長 済みません、資料3を通知させていただきます。

この資料につきましては、折橋墓地の移転先である光ヶ丘地区の墓地造成地の関係者の方への同意の状況についてまとめたものでございます。

まず、一番上に住居者の世帯数が64世帯、家主さんのところが13世帯、合計77世帯の方が居住者及び家主様ということになっております。その中で同意をいただいたのが64世帯ということで、現在83%余りの同意をいただいております。ただし、反対の方も工事が始まってからの土砂の心配とか大雨の心配をされる意見が結構ございます。ただし、この辺は詳細設計ができてからでないと、なかなか説明もしにくい部分もありますので、引き続き関係者のお宅を回らせていただいて話をさせていただきたいと考えているのが現状でございます。

いずれにしても、また議会のほうへも当初予算の説明の中でまた調査費等も予算計上をする予定としておりますので、また御審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○南委員長 ありがとうございます。

折橋墓地の現在の状況について御意見のある方は、御発言をお願いいたしたいと思ひます。

これは、課長、あれですか、ほぼ80%の以上の町の同意をいただいたということなんですけれども、特に市長ですね、ある程度の、100%の本当は合意をとっていただきたいんですけれども、恐らく至難の業だと思いますもんで、僕としても80%以上あればとりあえず事業化を進めていかなければいけないのかなという思ひがあるんですけれども、市長としてはどのような見解をお持ちですか。

○加藤市長 おっしゃるように8割以上の方々が御賛同いただいているけれども、こういう2割弱の方々が、人数にして13名。だから、地道に説得はしていかなくやならないと思うんですけれども、ある程度のところは、もうやっていかなくやならないんじゃないかなと思うんですけれども。とりあえず、さっき、市民サービス課長が言っていましたように、地道にやっぱり何度も何度もやっぱり交渉に行かなくやならないと思ひます。その数がやっぱり必要じゃないかなと僕は思うんですけれどね。ただ、やっぱり、方向性というのは、もう見きわめる時期がもうそろそろ来るんじゃないかなと思ひております。

○濱中委員 墓そのものは、お盆を経過して、どんな感じになっていきますか。

○内山市民サービス課長 現有の折橋の墓地なのですが、引き続きことしもお盆にテントを張らせていただきまして管理者の調査を行いました。

また、以前、古い墓、コケむしておる墓を戒名を掘り出しまして、死亡の日づけが入っていますので、それをもとにリストアップして、市内のお寺さんの御協力をいただきまして、檀家のほうの調査ということで、現在、リストをお寺さんで見、やっております。

そんな中で、起業地内にある墓の墓石が2,293ございます。現在、確認できたのは1,475ということで、64.3%のお墓が判明している状況です。これは、昨年と同じ時期に比べて4.7ポイント、まず100件程度、1年間で判明したという状況です。

判明した墓石について、県のほうで委託事業として一件一件管理者様の意向を聞き取り調査を今現在進めている状況です。

以上です。

○南委員長 よろしいですか。

○奥田委員 1点確認したいんですけど、13件反対があるということなんですけど、さっき市長は粘り強く交渉していくという話ですが、いつごろまで交渉を続けられるのか。

それと、反対の理由というかね、その辺のところ、主なものがあつたら、どういふものか教えてもらって。

○内山市民サービス課長 基本的には、来年度予算に造成地の設計費とか測量費を挙げていく必要がございます。そういう中で、当初予算編成まで9月、10月いっぱいぐらいまでには判断をしないとイケないかなと考えています。当初予算計上までには判断をしたいと考えています。

主な反対の意見なのですが、お墓が近くに来ると土地の値段が下がる、それと、やっぱり造成すると土砂災害が心配をする声ですね。それと、工事のときのダンプが通ったりするとかの心配で、交通事故に対する心配ですね、そういうのが主な意見です。

そして、また大家さんに関しては、借家を何軒か持っていますので、墓が近くに来ると借家へ入らんようになってしまうというような心配をされている方がみえるのが現状でございます。

○南委員長 よろしいですか。

いずれにしても、反対者の方がおられるということでございますので、粘り

強くできるだけ合意形成を図っていただくよう、最大の努力をしていただきたいと思います。

市民サービス課の審査を終わります。

○奥田委員　その他、いいですか。

○南委員長　その他。

○奥田委員　その他で、ちょっと1点だけ。

防犯灯の件なんですけど、防犯灯って、市民サービス課じゃなかった。

先週、停電があったじゃないですか。九鬼、早田も含めて、ほぼ輪内のほうは全域、それから、旧町内も一部ね。

防犯灯というのは、停電したら全部消えてしまう。消えてしまわない分もあると思うんですけど、どんな感じなんですか。

○内山市民サービス課長　防犯灯につきましては、平成23年からLED化を5カ年計画で行いました。その中で、災害等も考慮して、主な主要な避難路に当たる部分につきましては、バッテリー付きの無停電式の防犯灯を設置しております。

ただし、地区によって、主要な避難路という位置づけですので、全てがそういう無停電のものではございません。市内も含めて、主要な避難路に当たる目印として、無停電式の防犯灯は設置してございます。

○奥田委員　この前、ちょっと古江のほうで聞いたら、古江は5カ所あると言ってね、話だったんですけど、もっとバッテリー付きのものをふやしてもらえんかなという話もちょっとあったもんでね、その辺のところを何とかならんのかなというちょっと気がしたものですから。

○内山市民サービス課長　古江の話につきましては、台風の後には奥田委員から通報もあって被害状況を確認に行ったときに、そういう話もございました。

ただ、無停電式のバッテリー付きの防犯灯につきましては、バッテリーも5年に1回程度取りかえる必要もございまして、主要なところに設置しているのが現状でございます。

○小川委員　先ほどの奥田委員のにちょっと関連しまして、バッテリーもね、あれ、梶賀とか古江、賀田、2日間停電があったんですよ。1日目は、バッテリーでついていたんですけど、2日目はもう暗闇状態で全然わからんという状態だった。何とかならんかなというような話もありましたので、一応言っておきます。

○南委員長　なるほどね。

よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 では、市民サービスの審査を終わります。

引き続き福祉保健……。

(休憩 午後 1時49分)

(再開 午後 1時50分)

○南委員長 それでは、福祉保健課から議案第54号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の付託議案の説明をお願いいたします。

○三鬼福祉保健課長 福祉保健課です、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)のうち、福祉保健課に係る予算について御説明いたします。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

通知させていただきます。

補正予算書の5ページです。

債務負担行為補正としまして、福祉医療費助成制度システム改修業務委託874万8,000円は、未就学児童に対する子ども医療費等において、現在の償還払い方式から窓口負担のない現物給付方式に変更するためのシステム改修業務委託でございます。平成31年度の実施に向け、取り組むものでございます。

次に、補正予算書の10ページ、11ページをごらんください。

通知をさせていただきます。

歳入として、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は38万2,000円を増額し、7億8,202万2,000円とするものであります。補正内容は、1節社会福祉費負担金4万7,000円を増額は、障害児施設措置費国庫負担金の前年度精算金で、実績に基づく追加交付でございます。続いて、2節児童福祉費負担金33万5,000円を増額は、児童保護措置費及び児童手当国庫負担金の前年度精算金で、実績に基づく精算追加交付でございます。

続いて、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は496万3,000円を増額し、2,474万2,000円とするものでございます。補正内容は、1節社会福祉費補助金496万3,000円を増額は、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金で、認知症グループホーム等への改修に対する交付金で、交付率は10分の10でございます。

続いて、3目衛生費国庫補助金は31万5,000円を増額し、698万円とす

るものでございます。補正内容は、1節保健費補助金31万5,000円の増額は、未熟児養育医療費助成事業補助金の前年度精算金で、実績に基づく追加交付でございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、14款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は18万2,000円を増額し、3億4,403万8,000円とするものでございます。補正内容は、1節社会福祉費負担金2万3,000円の増額は、三重県障害児通所給付等負担金の前年度精算金で、実績に基づく追加交付でございます。2節児童福祉費負担金15万9,000円の増額は、児童保護措置費及び児童手当の県負担金の前年度精算金で、実績に基づく追加でございます。

続いて、2項県補助金、3目衛生費県補助金は66万2,000円を増額し、997万円とするものでございます。補正内容は、1節保健費補助金66万2,000円の増額は、自殺対策緊急強化学業補助金が当初予算に計上済みの歳出に対する補助金が決定したことによるもので、未熟児養育医療費助成事業補助金前年度精算金は実績に基づく追加でございます。

続いて、次のページをお願いいたします。19款に進みます。

19款諸収入、5項雑入、1目雑入は615万1,000円を増額し、4,555万円とするものです。そのうち、福祉保健課分の補正内容は、4節衛生費雑入500万円の増額で、長寿社会づくりソフト事業費交付金として尾鷲市健康増進計画策定業務に対する交付金でございます。

引き続き、歳出に移らせていただきます。

18ページ、19ページをごらんください。よろしくをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は146万5,000円を増額し、8億2,589万2,000円とするもので、財源は、一般財源です。内訳は、23節償還金、利子及び割引料146万5,000円は、臨時福祉給付金事業に係る前年度精算金でございます。

2目障害者福祉費は2万1,000円を増額し、1億3万円とするもので、財源は、一般財源です。内訳は、23節償還金、利子及び割引料2万1,000円は、特別障害者手当等給付金に係る前年度精算金です。

3目自立支援給付事業は1,178万3,000円を増額し、3億7,944万9,000円とするもので、財源は、一般財源です。内訳は、23節償還金、利子及び割引料1,178万3,000円は、介護給付訓練給付費に係る前年度精算金ござ

います。

4目老人福祉費は673万5,000円を増額し、1億2,121万8,000円とするもので、財源は、国庫補助金及び一般財源です。内訳は、19節負担金、補助及び交付金496万3,000円は、地域介護福祉空間整備等施設整備補助金として認知症グループホーム等への改修に対する補助金でございます。20節扶助費177万2,000円は、老人福祉施設入所措置費として、紀北町の施設入所に関する費用の増額でございます。

10目生活困窮者自立支援事業費は15万1,000円を増額し、763万9,000円とするもので、財源は、一般財源です。内訳として、23節償還金、利子及び割引料15万1,000円は、生活困窮者自立支援事業費に係る前年度精算金でございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、2項児童福祉費、2目児童措置費は66万6,000円を増額し、7億3,358万5,000円とするもので、財源は、一般財源です。内訳として、23節償還金、利子及び割引料60万6,000円は、保育所運営費及び母子生活支援施設入所措置費に係る国、県負担金の前年度精算金でございます。

続いて、3目母子福祉費は311万4,000円を増額し、1億907万円とするもので、財源内訳は、一般財源です。内訳として、23節償還金、利子及び割引料311万4,000円は、児童扶養手当負担金及び母子家庭等対策総合支援事業補助金の前年度精算金でございます。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費は13万1,000円を増額し、2,920万8,000円とするもので、財源内訳は、一般財源でございます。内訳として、23節償還金、利子及び割引料13万1,000円は、生活保護一般事務費に係る前年度精算金でございます。

2目扶助費は3,026万円を増額し、3億6,761万9,000円とするもので、財源内訳は、一般財源です。内訳として、23節償還金、利子及び割引料3,026万円は、生活保護費国庫負担金の前年度精算金でございます。

次のページ、お願いいたします。

次に、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費は43万8,000円を増額し、1,120万7,000円とするもので、財源内訳は、一般財源でございます。内訳として、23節償還金、利子及び割引料43万8,000円は、隣保館運営等補助金の前年度精算金でございます。

最後に、4款衛生費、1項保健費、4目保健事業普及費は、補助金等による財源構成でございます。

以上で、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

説明は以上でございますが、御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○三鬼（和）委員 参考までに、18ページ、19ページの老人福祉施設援護事業、この中の紀北町の施設に入所されているって、何人分なんですか。

○三鬼福祉保健課長 この方は、市内の聖光園に入所されておられた方ですが、事情がございまして紀北町の赤羽寮に移ることが決まった方ございまして、1名の残りの期間の措置でございます。

○南委員長 他にございませんか。

○仲委員 済みません。19ページ、地域介護福祉空間整備等の補助金が496万3,000円あるんですけど、認知症グループホームということだけど、補助金のメニューの内容と、どういうものが対象になるかということと、それから、施設整備の内容ですね。それから、本来当初予算でつくような感じなんですけど、この補正でほぼ精算金の中で、これだけが新たに補助金がついておるということでございますので、そういうメニューがあったのかどうか、ちょっとお答えください。

○三鬼福祉保健課長 御質問の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金は、本来なら当初予算の時期に間に合うものであれば当初予算に計上するべきものですが、今回通知があったものが、補正後の3月から4月にかけての通知がございました。当初予算編成後ですね。

この空間整備事業は、従前から種類がその年によってメニューが違いまして、例えばスプリンクラーの設置を主に行う時期とか、以前、障害者施設で事件があったときには防犯対策のカメラとか防犯フィルムを張るように、そういう時々の需要に応じたメニューが用意されております。

今回は、既存の小規模福祉施設のスプリンクラー整備を整備する事業と、今回、尾鷲市が適用しました認知症高齢者グループホームにおける利用者の安全性の観点から防災改修等を行う、例えば落下防止の壁の改修とか階段とか、そういうところが、今回二つメニューが示されましたので、今回申請に至った次第でございます。

○仲委員 実際は100%国の補助なんですね。利用しない手はないんですけど。それから、毎年度メニューが違うというのは、もうちょっと理解できるところなん

ですけど、メニューが違う情報をしっかりと事前に把握して、言うたら介護施設はたくさんありますから、例えば、周辺の安全性を高めるということであれば、いろんな施設でも利用できるというような気がするんですわ。だもんで、そういうような情報、施設にも多分行っておると思うんですけど、どうしてもペーパーでは該当するかしないかというのが判断できにくいということで、やっぱり100%というのは尾鷲市の（聴取不能）を通してでもできるということであれば、ぜひ活用をお願いしたいと。

それから、もう一点いいですか。

22ページ、財源構成なんですけど、衛生費の保健事業普及費の500万の財源構成なんですけど、健康増進の関係ということであったんですけど、これは、当初、補助事業として該当しないという観点の中で、今回ついたということでしょうか。

○三鬼福祉保健課長 2点について御説明いたします。

最初の空間整備等の事業につきましては、もちろん法人等にも通知が行っているものですが、こちらからも該当がないかは各施設等へ紹介はさせていただいた上で検討させていただいていますので、今後ともよろしく願いいたします。

それと、もう一点の、歳入が500万円今回認められましたソフト交付金のほうですが、ことしは当初から5年に一度の健康増進計画策定業務はわかっておりました。

今回、このソフト事業費が財源に当たるかどうかの検討は、前回のことも含めて、このソフト交付金が当たるかは、財政当局と踏まえて協議してきた事項です。ですけど、やはり申請から決定まで、この時期にずれ込むということもあって、当初予算の段階では未確定の財源としては認めがたいところもあったので、補正対応とさせていただきます。

○小川委員 21ページですかね、母子家庭自立支援給付事業というのがありますが、これの精算金288万7,000円というのは。これって、自立支援教育何とか給付金と、あともう一つ、職業訓練のと二つあったと思うんですけど、ちょっと何人の人が使われたとか、もしわかれば教えていただけますか。

○三鬼福祉保健課長 平成29年度におきましては、委員御指摘の母子家庭自立支援給付金事業のうち、よく新宮市の准看護学校に看護師の資格を取りにいく高等技能職業訓練給付金というのがあるんですけど、それは歴代ずっと利用者がいたのですが、昨年度は残念ながら利用者がございませんでした。そのため返還金が少し多くなっておりまして、ことしは、現在2名の方が30年度は利用して通学されて

おります。

○小川委員 参考までに、月10万円やったですか。

○三鬼福祉保健課長 住民税非課税の方が月額10万円で、課税の方が7万5000円です。

○小川委員 ちょっと関連してずれるんですけど、いいですかね、これに関連したことで。

○南委員長 はい、はい。

○小川委員 国のほうでは寡婦控除というのがありますよね。見なし適用が、この6月から見てもらえて、9月ぐらいまでに適用することになっておりますけど、尾鷲市として、未婚のシングルマザーの方もこれが適用されると思うんですけど、見なし適用で、大体尾鷲市に未婚のシングルマザー、何人ぐらいおられるのか、それで、また。

(発言する者あり)

○小川委員 それは、ええか。

それで、もう適用すると思うんですけど、適用される範囲というか、いろいろ保育料の減免とか、あるところに話を振りますと、200万の年収で、大体保育料が十二、三万安くなるというあれもあるんですけど、大体どういうものが適用されるか、教えていただけますか。

○三鬼福祉保健課長 御指摘の件は、児童扶養手当、母子手当ですね。通常、一旦結婚されて離婚または死別をされた方には寡婦控除というのがあります。税法上きちっと控除されるのですが、結婚せずに子供を設けた場合の未婚の母につきましては寡婦控除がございませんので、その点の救済措置というふうに考えております。

尾鷲市では、基本的には、未婚の母であっても離婚された母親であっても母子手当の支給条件はありますので大きく差はないんですが、今回の改正で想定されるのは、福祉保健課では大きく2点ございます。

児童扶養手当につきましては、170名ほど母子家庭、父子家庭とも受給世帯があるのですが、その中で、数名の方が未婚の母の状態での申請は把握しております。ですけど、今回、この未婚の母本人に税額控除がされるのではなしに、同居している扶養義務者が要る場合に、その方が未婚の母の場合には、さらに30万円引いて計算しましょうという計算方式ですので、今回、尾鷲市では、母子手当に関する影響のある方はいないものと考えております。

もう一つ、保育料につきましては、未婚の母に相当する方は、その分の税額控除があれば住民税の計算方式が違ってきますので、それは可能性のある方がおられますが、基本的には、現在算定したところでは、今のところ対象となる方が1人から2人はみられるのですが、まだ、具体的には、9月からの保育料の変更ですので、これは本人とも調整して対応したいと思っております。

○小川委員 適用を受けるためには申請が必要だと思うんですけど、その申請の方法とか、いつからとか、その周知は、どうされるでしょうか。

○三鬼福祉保健課長 児童扶養手当、母子手当をもらっている方は、8月が1年に一度の現況届といいまして、直接面接して現在の状況を聞き取る重要な時期ですので、そのときにも聞き取りをしたり案内をしているのが現状ですので、それをまず第一にすることと、あとは、広報やホームページでも通知するか、また、あとは、個人的に当申請に該当する方には個別通知したいと思っています。

○小川委員 先ほど保育所も言いましたけど、この21ページに載っております母子家庭自立支援給付事業の増額というのでも適用されますよね。その確認だけ。

○三鬼福祉保健課長 もし高等技能訓練を利用される方が未婚の母であれば、御指摘のようなことが適用されます。

○濱中委員 1点、介護施設の施設整備費は、国費100パーは聞いたんですけど、事業費の何%が、事業費のうち……。事業費100%補助じゃないですよ。それをちょっとどれだけか。違う違う。

○三鬼福祉保健課長 事業費の10分の10でございますので、1,000円未満の端数以外は補助でございます。

○濱中委員 ということは、この金額全額が使ってやって、自己負担はない整備になるということで、よろしいですか。

○三鬼福祉保健課長 1,000未満の端数だけが自己負担となっております。

○濱中委員 あと、もう一点、債務負担行為の現物支給、子ども医療費に関して、これは、本当に子供を持つ親御さんたちからは恐らく助かる制度になるのかなと思うんですけども、ただ、この中で、コンビニ受診であるような過剰受診のような心配もされているところがあるんですけども、そのあたりの啓発というか対策なんかは、呼びかけをするような形は考えていらっしゃいますか。

○三鬼福祉保健課長 やはり、これは、過去の統計からも、現物給付に変えると1.2倍前後の診療がふえるといったデータがあります。

この地域では、都市部と違って、例えば、2カ月後の償還金払いが難しいので医

療を受けさせないというようなことは都市部に比べたら少ないと思っておりますので、そういうことに関しては、増額幅はできるだけ抑えた考え方でいますが、啓発については、やはり、子供を子育てする中で必要な医療は受けていただくという観点から、そういうことも踏まえて通知していきたいと思っております。

○濱中委員 本当に、子供の病気なんていうものは未然に防ぐ防止とか、あと、軽いうちにきちんと手当てをさせるというあたりですごく受診をするタイミングというのが大事なことも聞いておりますので、過剰な啓発によって医療行為をとめるものではないとは思っているんですけども、そういったあたりの正しい情報の渡し方というの、包括支援の中でもきっと健康な子供さんの親御さんにも伝わってはいくと思うんですけども、きっと加減の難しいところの指導になるのかなと思うので、ぜひしっかりとお願いしたいと思っております。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、福祉保健課の審査を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○奥田委員 ちょっと聞きたいことがある。

○南委員長 簡潔にね。

○奥田委員 ちょっと1点だけ。

○南委員長 じゃ、再開します。

○奥田委員 ちょっと1点お伺いしたいんですけど、ちょっと私、一般質問でちょっと触れましたけどね、市政報告にも出ているんですけど、紀北在宅医療介護連携支援センター、これと連携を深めてやっていきますと、尾鷲総合病院と連携しながら進めていきますという市政報告があるんですけど、この地域、僕ね、課長に一回聞こうと思ったけど、これも旧棟6階の薄暗いところにあるんさね。もうどこにあるのかなと思って濱中委員に聞いて、そうしたら、もう本当に薄暗いんですよ、奥のね、あんなところで業務。これ、非常に重要な場所やないですか。あんなのでええんかなというのを思うし、それと、尾鷲市の場合ね、病院があり、市役所がここにあり、福祉センターがあそこにありね、広域連合が向こうにあり、そういう中で、地域包括ケアシステムの中心が市役所でしょう、福祉保健課でしょう。そう言いながら、地域包括支援センターは福祉センターにあって、社協に委託しておると。この在宅医療介護連携支援センターは、あんな旧棟の6階の薄暗いところに、やっと4月から設置したけどね、広域連合の出先機関として。病院の地域連携室は1階

から4階へ上がったけど、何かいろんな一元化もできるのかなと。もうばらばらでやっていて、本当に地域包括ケアシステムをきちっと組めるのかなと、構築できるのかなという気がするんですけど、その辺は、課長、どう考えていますか。本当は市長に聞きたいけどね。

○三鬼福祉保健課長 御指摘のことについて御説明いたします。

まず、在宅医療介護連携支援センターは、紀北広域連合が実施主体でございますが、尾鷲市、紀北町と両包括支援センター、この5社で作業部会を定期的に開催しております。

今回、6階の場所につきましては、総合病院に設置するときには5階の部屋も含めていろいろ案はあったのですが、まず、在宅医療介護連携につきましては、相談を受けるのが医療機関または介護事業所という専門の相談を受けるところで、一般からの相談を受けるのは包括支援センターで受けておりますので、来やすいという点ではそう考慮しなかったのは事実ですけど、紀南のように地域連携室と在宅センターが同じ部屋にいるところのメリットもございます。

今回、地域連携室は、当初、総合病院の1階にございましたね。最近4階に移りましたが、そこと合同ですることも検討しましたが、この在宅センターにつきましては、職員の採用が4月当初に決まっていなかったこと、あと、作業内容についても、現在鋭意進めておりますけど、しなければいけない国が示すアからクの事業の項目があるんですね。それを組み立てるのは同時進行でしてきたところもあって、一旦は広い場所ですることを避けて、狭いところを使わせていただいた。というのも、総合病院も部屋に限りがございますので、広い部屋は、看護師さんが看護ヘルスとか相談に使う部屋を一度御提案いただいたのですが、時期まだ詰まってから部屋を移ることも想定して6階にしているのが6階に決まった現状でございます。

そういうふうに、各重要な役割を担うところが保健センター、市役所、病院と、広域連合も含めて場所が離れているということは事実でございますが、それらにつきましても定期的に会合しております。そして、私も保健センターは毎日行きますし、けさも、こういう紀北町も踏まえて会合もしたところですが、できるだけそういう距離のデメリットも克服するように連携はとって行って進めていきたいと考えています。

○奥田委員 これで最後にします。

今、課長が言われたように、在宅医療、介護連携支援センター、これ、紀南病院だと紀南病院の中にあって、紀南病院が運営しておるんですね。そういう意味では

連携しやすいのかなと思う、在宅と医療ということを考えたらね。

今、課長は、福祉センターへ行っていますと言うけど、僕、そういうことじゃなくて、それも大事なやけれども、やっぱり市民の方々ね、住民の方々にとってどうなのか、ケアマネジャーとかそういう方にとってどうなのかということを考えたらね、地域包括センターが福祉センターにあって、それで、地域連携室は病院の4階、それで、この介護、在宅医療介護連携支援センター6階にあるという、こういうばらばらで、僕は、本当にこれでD P Cもやるなんてね、もうとんでもないと思うておるのやけれども、こういうことをきちんとした上でね、やらないと。

本当に、ばらばらで動いておるんさね。だから、そこをね、きちっと整理する。もうちょっとここを。だから、僕が一般質問でちょっとふれたけれども、広島県の御調町というところなんか、もう昭和50年代からもう病院の中に全部一元化して、市民の方々が利用しやすい、みんなが連携しやすい、そういう仕組みとか、とっておるんさね。ほかの地域もそうなんやけれども。長崎の平戸市なんか、横断的な組織を、拠点をきちっとつくってやっている。だからこそD P Cもやりやすいということになるんやけれども。こんなばらばらでくちゃくちゃで、ただ、制度的に在宅の、今回でも、あんな暗い6階のあの隅っこ、あんなところへ在宅医療介護連携支援センターを置いてね、僕は、そんな、制度的に、もうこれ、国の指導か何かで最後のチャンスやったと言うんやけど、チャンスというかせなあかんかったわな。そんな制度のそういう中で、とりあえず置きましたよみたいなふうにしかなれないのですわ、僕はね。非常に大事な部署ですよ、大事なところなんやけどね、何を考えておるのかなと思って、あの6階の暗いところへ置いて。4階でええやないですか、1階から4階へ持ってきて。それか、もう1階でいいですよ、みんなが来やすいような、集まりやすいようなところでええと僕は思うんですけど、いかがですか、その辺。そう思いませんか。仕組みだけ。

○三鬼福祉保健課長　総合病院にこのセンターを置く必要性につきましては、紀北町も広域連合を踏まえて、やはり、退院調整からカンファレンスを実施する。それは、地域連携室と密接にかかわるわけですけど、6階も確かに廊下は節電で暗くなっていますし、中は改装しましたので明るいですてきな部屋ですけど、基本的には、地域連携室の方々と退院調整を行いながら、在宅に帰ったときに、その方の医師とのつながり、そして、介護事業所とのつながりを綿密に打ち合わせするためには、総合病院にセンターがないとうまくいかないのが実情でございます。

紀南病院も、その点、地域連携室と同じ部屋にいるというのは、うちよりかはー

歩進んでいますけど、うちも時期が来ましたら地域連携室としたいというのは病院側にも申し入れておりますし、それは体制を整えればぜひやっていきたいと思っております。

○濱中委員 関連なんですけれども、4階に上がった地域連携室の話は病院のほうで聞こうとは思っていたんですけれども、今、課長の説明の中に、4月スタートのときに職員がまだそろっていない、組織がきちんとした形でのスタートではなかったということが言われております。現在、そろった形で、じゃ、来年度に向かって、どういった形がベストなのか、ベストに近い形なのかというのは、役所だけで決めるのではなくて、そこにかかわる社協のケアマネさんもちろんですけれども、実際に退院調整を行ったり医療介護で在宅医療になったりするときには民間のケアマネさんが相当数かかわるように聞いておりますので、ケア会議に出ている人だけではなくて、きちんとした意見調整を伺って、現状、あの形がどうなのか、困っていないのか、使いにくくはないのかという聞き取りを経た上でね、想像だけの話ではない体制づくりをお願いしたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○三鬼福祉保健課長 先日、意見交換会議で、今ありました紀南では、やはりあいくるというところが地域連携室とうまくいっている実態もお聞きしました。

今後、6階の使い勝手も含めて、あくまでも紀北広域連合が実施主体ですので、そちらの意見を尊重しつつ、やはり、委員御指摘の介護事業所のケアマネジャー、これが一番中心的にかかわりますし、やはり、ドクターの意見も含めてしっかりした考えでセンターの職員は動いていますので、それを尊重して、そういう意見も取り入れながら進めていきたいと思えます。

○濱中委員 最後に。市長にお願いなんですよ。今、本当に朝からずっと財政が厳しいとか、お金ない中でどう効果を上げるかという話が続いておりますけれども、特に福祉分野というのは、民間と行政のつなぎ目、きちんとその役割が果たせて初めて成立してくるものが多いと思うんですね。

一般質問のときでも言わせてもらいましたけれども、やはりワンストップで、医療のワンストップにしても子育てのワンストップにしても、何が重要かということ、全てのものが一元化して情報共有できるということですよ。子供のイベントにしても、教育委員会と福祉がばらばらで決めると、同じ日にかち合うとか、そういったことで、やはり、民間の方からもいろんな御注文を以前から受けております。そういったことを含めて、一つのところできちんと情報共有ができる形をするためには、ハードの配置ということは絶対必要やと思っておりますので、そういったあたり、

来年度の姿をつくるあたりでは、聞き取りをきちっとしていただきたい。お願いします。

○南委員長　　あす、病院の審査もありますので、まだ病院とも関係するということで、確かに、奥田委員さんが言われるように、在宅医療介護支援センターと地域連携室が、一体化で、同じ中で情報を密にするほうが大変いいことだと思いますので、そういったことは、これから本当に一体化で、当然地域の民間ケアマネもその中へ入ってくるということで、結構今のところ、連携はとれているように。僕もたまに6階のほうへ行って相談なりいろんなお願いをするんですけども、かなり民間のケアマネさんと速やかに接触して、対応は物すごく早いです、現在。そういった意味で、地域連携室とのちょっとかかわりは僕もよくわからないんですけども、できる限り一元化して福祉の対応に邁進していただくよう、また、あすの病院のほうにも要請したいと思います。ありがとうございます。

ここで、10分間休憩します。

(休憩 午後 2時25分)

(再開 午後 2時35分)

○南委員長　　それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

きょうの委員会は環境課で終わりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、環境課長、付託案件の補正予算、債務負担行為の説明をお願いいたします。

○竹平環境課長　　それでは、環境課です。どうぞよろしくをお願いいたします。

議案第54号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決について、環境課に係る予算につきましては、債務負担行為補正でございます。

それでは、補正予算書の5ページをお願いいたします。

第2条第2表債務負担行為補正、尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託、限度額を10億7,580万1,000円、尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託のモニタリング等業務委託、限度額を3,178万円として、期間をいずれも平成31年度から平成36年度までとして限度額を定めるものでございます。これにつきましては、資料で御説明をさせていただきます。

資料をお願いいたします。

資料1、尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託でございます。

事業目的といたしましては、し尿・浄化槽汚泥を安全かつ適正に処理し、施設の維持管理及び施設の効率的な運営を図ることを目的として、包括的に委託するものがございます。

債務負担行為限度額は10億7,580万1,000円、税込みでございます。

期間につきましては、31年度から36年度までの6年間として、公募型のプロポーザル方式を予定しております。

主な業務内容といたしましては、収集車両の計量、受付及び監視業務から11番までの場内巡視点検業務といたしまして、施設の維持管理及び施設の効率的な運営を図ってまいります。

現行の包括業務の概要でございますが、前年度は平成25年度から平成30年度までの6年間として、前回は、随意契約としてクボタ環境サービス株式会社中部支店ということで、契約額については11億6,100万円ございました。

今回は、この債務負担行為額の限度額を10億7,580万1,000円として行う予定としております。

次の2ページをごらんください。

2ページにつきましては、前回の委員会で御指摘のありました実績について記載をさせていただいております。

まず、一番上の処置量でございますけれども、まず、平成25年度から29年度が、これが今回の随契による包括業務でございます。そして、24年度はその前ということで載せさせていただいておりますが、処理量については、24年度で1万4,185キロリットルということで、29年度においても1万4,313ということで、処理量についての推移は、大体その同等の処理量ということになってございます。

電気量については、平成24年度から比べると若干の変更ということで、29年度には61万770キロワットということで、上から3番目なんですが、上水の使用料が平成24年度については4,609立方メートルで、平成29年度になると2,487立方メートルということで、上水の使用料については減っております。これらについては、循環する仕組みを業者が取り入れたことによって減ってきておるといような形をとっております。

また、薬品等のところで、一番よく使われるのが硫酸バンドでございますけれども、硫酸バンドは、24年度については4万6,340リットルということで、これらについても平成29年度については3万8,290キロリットルということで、

薬品等についても、活性炭を除けばあとは減ってきておるといような形になっております。

一応、こういうふうな形で運転管理の実績については、処理量が変わらず、光熱水費のあたりの部分と薬剤、こういう使用量が落ちてきているという状況をつかんでいるところでございます。

一応、クリーンセンターの包括のほうについては説明は以上でございます。

次の資料2の説明をさせていただきたいと思います。

尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託のモニタリング等業務委託ということでございます。

こちらにつきましては、尾鷲市クリーンセンターの維持管理、運転管理、そして、点検整備の包括複数年の整備運営管理業務委託について、受託者が行う業務水準を、これを監視、また測定評価するために第三者によるモニタリング業務を実施しているところでございます。

債務負担行為限度額につきましては、3,178万円。期間につきましては、同じく31年度から36年度までの6年間ということでございます。

選定方式につきましては、こちらについては指名競争入札をしたいというふうに考えております。

業務内容といたしましては、主な業務内容として、管理業務に係るモニタリングでございます。これは、施設の当然運転状況の確認から、処理状況の確認、それと、施設の補修整備、こういった確認もしていただいた中で、管理業務の現場確認、そういった状況もしていただいております。

また、用益費としての電気、水道、薬剤等の状況の確認であったり、機器装置の整備状況、そういったものを確認する中で報告書を出していただいておりますというよう形になっております。

前回の6年間の契約金額とすれば、合計としては2,152万5,000円、契約先につきましては、株式会社環境技術研究所ということになっております。

一応、予算に対する説明は以上でございます。

○南委員長 付託の債務負担行為の説明をいただいたんですけれども、皆さん御存じのように、この件については、8月21日の行政常任委員会で同説明を受けておるといことで、手短かに説明をしていただきました。

それについての。

○高村委員 クリーンセンターのこの電気量とか水の使用量は、年々減っている

んですね。それなのに処理量がふえておるといのは、どういうことかというのを聞きたいわけです。人口もね、かなり減っておる、年間400人は減っておると思うので、処理量は上がるというの、よそから持ってくるの。

○竹平環境課長 申しわけありません。処理量につきましては、くみ取り量は、やはり人口の減少で若干ずつ減少しておりますけれども、浄化槽がふえるということになると、浄化槽のくみ取り量とか、量が多いですので若干その分が上がってくるというような形で、大体今のところは処理量は同じような形で推移をしているというような状況になっております。

○高村委員 それやったらわかるんやけどね、上がっておるといのはね、余りにも、幾ら浄化槽の量がふえたとしてもね、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど、わかるように説明をお願いします。

○福屋環境課長補佐兼係長 処理量といたしまして、し尿のほうは毎年1年で大体100トン程度ずつ減少しております。

逆に、浄化槽汚泥量なんですけど、1年で大体平均160トンぐらいずつ増加しております。

○濱中委員 実は、同じことを聞こうかなと思っておったんですけども、人口減で減っていく分と合併浄化槽でふえていく分、これから先の見通しとしては、やはり横ばいぐらいなのかなというが1点。見通しをどうされておるのかなと思うのと、あと、やはり、複数年契約の利点として、葉であるとか、いろんな消耗品の部分が経験によって節約できるような、少なくしていけるような利点があるよということも前回の説明のときに聞いていただいてお答えもいただいておったんですけども、やはり、処理量が減っていくことで経費を抑えられるのであれば、例えば脱水効果のあるくみ取り、バキュームであるとか、そういったあたりの話を以前にして、検討しましょうかというような話もしていますけれども、経費節約の分と、そっち側の設備投資の分と比較して、やはり、そんなにメリットはないものですかね、脱水できることによつての。

○福屋環境課長補佐兼係長 済みません。今、濱中委員さんがおっしゃられたのは、濃縮車両の話だと思うんですけど、濃縮車両で濃縮するということが、物自体、水の量は変わりませんので、固形物の量が濃縮されて3分の1とか4分の1になるんですけど、車両の代金がかかなり高いという話なので、それをどういうふうに導入するかというのが一つの課題だと思います。

それで、現在、25年にクリーンセンターのほう、能力増強ということで浄化槽

汚泥、1日25キロリットルを35キロリットルにさせていただいて、し尿とあわせて、今、50キロリットルアワー、1日処理できる能力を持っております。それで、今の処理量の推移でいきますと、大体稼働率80%に満たない78%ぐらいで推移しておりますので、濃縮車両の導入というのは今すぐ必要ではないのではないかと考えております。

○三鬼（和）委員　クリーンセンター、包括複数年整備運営管理業務委託の金額、6年間で10億7,580万1,000円になっていて、これまでの6年間で11億6,100万円なんですけど、そういったことを勘案すると、6年間で約8,500万ぐらい今回安くというか低くなっておるのが1点。

その中で、年度単位が今までこの現5年間でやると、1億9,350万ぐらいの年間になるのかな。これから、1億7,930万ぐらいになるんですけど、前回の説明のときも、経年劣化等があるのに安く設定ができるのかということじゃないですか。ちょっと待ってください。その中で、前は、随契みたいな形で業務委託というのかな、そういったことで以前の設定金額が決まった中で、今回、プロポーザルをするという中で、仕事の支出が、これからの6年間で金額を落とすことによって下がっていくのやないで。どういうところを見込んで、今回6年間で8,500万ぐらいの予算を下げたのかという、そのあたり、ちょっと説明いただきたいと思えます。

○竹平環境課長　やはり、当然、比較のときに、うちのほうで精査した中で、やっぱりこれまでいろいろ整備をしてきていただいております。その中で、やはり、中央監視装置等を平成27年度に実は行ってございまして、それらを含めて、今後装置とかのふぐあいが生じるのがこの6年間にはないなという判断もしております。

そういった中で、そういった装置類である部分では、まず安くできるであろうという判断と、やっぱり薬剤については、かなり減ってきておる、上水の使用量も減っておる、電気も減っておるということの情報もうちとしても確認しております。

それと、もう一つ言えるのは、市の貯留槽、これがやはり一番大きいのかなと。これは、ただ確認してきた中で、多少ひび割れ等もやっぱりあるんですが、そういったものを、やはり早く修繕していただいた中で、この6年間は大丈夫であろうと、これについては、今現在使用しているところとも確認もして、それはないであろうと。そういったことの情報等も仕入れた中で、今回は、大きなそういうものの装置のかえとか、そういうものはないであろうという判断の中からも下げております。

○三鬼（和）委員　先ほどの高村委員とか濱中委員からも話がありましたように、

この表を見ると、電気使用量であるとか上水使用量というのが減っているのの要因の中には、いわゆる、し尿のくみ取りかな、その分が減って、水洗はふえていますけど、膜分離とかを処理するのに当たっては、こういったところの負荷が減ってきておると理解したらいいんですか。どういう理由で、こういう、ここが減ってきておるんですか。

- 福屋環境課長補佐兼係長 そのあたりについては、余り差がないと思われま
- 三鬼（和）委員 改めて、減ってきた理由を、もう一度確認したいと思いますので。

（「使用量のことです」と呼ぶ者あり）

- 三鬼（和）委員 使用量とか上水の使用量が減ってきた。
- 福屋環境課長補佐兼係長 上水の使用量とかが減少したことについては、上水の使用の仕方を工夫したということで、水の再利用とか、そういうことで減らしております。
- 三鬼（和）委員 最後にしますけど、古くなっておる中で、プロポーザルをする、6年間の委託量が下がっておるということで、先ほど修繕すべきものが大丈夫であろうということがありましたけど、業務において、そういった処理とか、そういった品質とか、そういうことが下がるとか、それから、その次の年に行くときに修理とかそういうものをちょっとやらずに来たので次のときに大きく費用がかさむのであるかって、そういったところもきちっとチェックしておるかどうかだけ。
- 竹平環境課長 当然、包括複数年をする上で、きちんとかういったモニタリングにおいても機能の報告をさせますので、そういったあたりを踏まえて、当然、それは、当然、業者においては、施設の維持をきちんと遵守した中で、やはり更新年度を遅らすような形。それには、やはりメンテナンスをきちっとする上の確認をとった上で、そういった維持管理を守っていただくと。それによって、来年度以降も整備しなくて済むような形をどうしてもとっていきたいと。そういったことの確認をしながら今後も続けていきたいというふうに考えております。
- 野田委員 済みません、ちょっとこういう専門的な知識はないんですけれども、まず、一つ、2ページの処理量なんですけれども、今後の見通しという部分は、人口減とかいろんな設備の状況によって変わっていく見通しをどのように立てられているんですか、この6年間の。
- 福屋環境課長補佐兼係長 処理量にいたしましては、し尿のほうは、やはり人口減ということで、だんだんと昔のトイレが減っていくということで少なくなると

思われます。

そのかわり合併浄化槽がふえてきて、その分ふえるかなと思いますけど、今までの推移を見ると、25年から29年度の年間の浄化槽汚泥ぐらいで推移していくものと考えております。

○竹平環境課長　　ちょっと補足で説明させていただきます。

やはり、浄化槽、これまで貯留槽をうちは設けて工事用でふやした部分がありますように、もともと90%台に行くような処理量になっておりました。そういったもので貯留槽をふやすことによって、今現在70%、約80%かな、それぐらいで稼働しております。それには、やはり人口減少もありますけれども、新たな店とかそういったものが出てくると浄化槽についてはやはりふえていきますので、そういったもともと見込みをする中で、80%台を今はキープしておると。

今後、先の数年、それについては、大体同等の推移をもって処理はされて、処理量として今の推移としては大体80%台をキープしていくであろうというふうに考えております。

○野田委員　　処理量は現状維持ということなんですけれども、やっぱり6年間の債務負担行為という形になると、6年間どのように推移するかというのが一つ大きな僕はポイントになるのかと。

それと同時に、金額が今回1,000万強ふえるような形になりますよね。金額というか、6年間の間で。この2番目のほうですけれども。

(「モニタリングね」と呼ぶ者あり)

○野田委員　　モニタリング。僕は、こちらのほうの話なんですけれども。このもう一つのほうは、もうよろしいんやけれども、モニタリングの件について、どうなんです。

○竹平環境課長　　モニタリングのほうにつきましては、6年前のことだったので、私のほうも金額の予算のほうも見させていただきました。実際、契約金額は2,100万でございますけれども、当初の予算金額については、大体2,700万程度ありました。

それで、じゃ、実際、今回の差異として、このふえ方がありましたので、それについての差異をうちのほうでチェックした中では、やっぱり技術料と人件費のやっぱり高騰がそれなりに、6年分ですので、それを見越した中での今回の予算計上ということになっております。

○野田委員　　要は、契約先が、前回、株式会社環境技術研究所という、これは、

逆に言うたら、今現在クボタ環境さんにやっただいていてるところをチェックしながら、今回、第1の資料のほうで、こういうことが可能であろうということなんですよ。

要は、こう思うと、また、この環境技術研究所さんをチェックする何かが必要になってくるのかなというのが、ちょっと極論ですけども思ったりするわけですね。

ですから、ここら辺の普通いろんな人口減少とか、し尿処理量については変わらないというところを言っていますけれども、そこら辺のもうちょっと突っ込んだ、本当にこうなのかというところが、こういう素人的には思ったりするんですけど、そこら辺の認識はどうなのかなというところなんです。再度聞きますけれども。

○竹平環境課長　　今のお話で行くと、第三者がするところ、第三者機関がしっかりしないとという話でございます。

そういったことも含めて、当然こちらについては指名競争入札ということで、幅広く募集をかけていきます。当然、何社か入ってくると思っておりますので、その中で、こういったきちんと見てもらえるところに当然してもらうことになるというふうに考えております。

○野田委員　　最後にちょっと。そうしたら、債務負担行為のこの部分については、もう現状がちりちり締めて、こういう数字だということで最後確認だけさせていただきたいと思うんですけども。

○竹平環境課長　　あくまで債務負担行為限度額でございます。この中の範囲内で執行していくということでございます。

○小川委員　　今、ちょっと債務負担行為で説明を受けたんですけど、来年10月ですかね、消費税10%になりますけど、それを加味して、契約するときは、そうですか。

○竹平環境課長　　一応、10%を加味しております。

○南委員長　　よろしいですか。

○楠委員　　管理の実績表でちょっと確認したいんですけど、質問したいんですけど、処理量があって放水量がほとんど変わらない。いわゆるふえているのは、これで見ると、24年から見ると、200程度しかふえていなくて、放水量が1,200ぐらいふえているんですよ。それと、あと、上水使用量と脱水の汚泥量、この辺の数字がどうも変なマジックをしているのかなと思うんですけど、何でこういうふうになるのかなと。

というのは、使用量はふえる、電気の使用量はふえる、当然の話。そして、今度

は上水が少なくなっていく。汚泥は変わらない。肥料生産もほとんど、肥料がふえているんですね、急にね、逆に。それで、最後、放流量からすると、何で200程度の処理量しかふえていないのに、放流量が1,200にふえているの、誰かが余計なことを捨てているのかなという。

○福屋環境課長補佐兼係長 済みません。放流量、平成28年が1万8,460ということで、そのときの処理量も1万4,504ということでふえておりますので、それに比例して、放流量もふえております。

あと、脱水汚泥量が変わらないのは、この脱水汚泥を乾燥させて肥料のほうを生産しておりますので、その分で若干ふえたり減ったりしていると思われま。

○楠委員 そうしたら、先ほどの前段の説明で、くみ取りが減って、浄化槽の処理量がふえたと。そうすると、固形物と水の対比をすると、水の量が当然ふえますよね。その辺の計算をちゃんとやっておかないと、簡単には行かないんでしょうけど、本当その管理上の問題って、変なマジックを使われちゃうと、多分普通の人にはわかんないと思うんだよね。

○南委員長 これは、28年度の数字が間違いじゃないの。放水量ね。どうも計算が合わないな、どうしても、何かね。

それ、また一回ね、ちょっと精査しておいてほしいんやけどね。極端過ぎるで。

○竹平環境課長 申しわけない。28年度については、今、説明させていただいたんですが、うちのほうで再度確認をさせていただきたいなと思います。

○南委員長 また、この当委員会中に報告をお願いいたします。

これ、課のほうでつくった資料やね。向こうの通知じゃないですよ、委託業者の。数字的には。

○竹平環境課長 報告で、うちのほうで拾った数字なので、報告を受けて、うちが拾った数字。

○南委員長 わかりました。また現地視察もあるで、そこら辺は確認できますで。

○竹平環境課長 そのときに確認できると思います。

○南委員長 わかりました。

○濱中委員 わずかなものの話なんですけれども、肥料、今でも無料配布なんですか。

○福屋環境課長補佐兼係長 無料配布しております。

○濱中委員 以前ね、始まったころに、尾鷲市内は農業とかそういったところに定期的に渡すほどのそういった生産者も少ないのでというようなことも聞いてお

たんですけれども、例えば、わずかなものでも、いろんなところ、道の駅であるとかそういったところで販売をしながらというところも見受けるんですけれども、そういった方向性は考えてはいないですか。

○竹平環境課長 申しわけございません。そういう意見は、ちょっと今、聞きましたので、今、そういう意見もあるのかなというふうにちょっと思ったところなんです。

確かに、肥料配布をするときに、いろいろ農業の方に説明をさせていただいて、無料で配布させていただきますという説明をして、このクリーンセンターをつくり上げるときには、こういうことをやっていくんですよという説明をしたというふう

に聞いておりました。

また、その辺につきましては、農家の方、家庭菜園される方というのが需要が結構ありますので、今、じゃ、それに余分にあるのかというと、もう毎回皆さん、待たれて待っている状況です。なかなか難しい部分はあるかと思いますが、そういう意見があるということで、また、こちらのほうでも、その部分はどうかということをもっと検討したいというふうに考えます。

○南委員長 古道のみどりね。

○野田委員 今、濱中さん、ええ案を出してくれたと思うんですけど、これのニーズというのは大分あるんですか、今、家庭菜園をされておるといふ。僕、余りそういう。

○南委員長 この補正予算から随分と飛んでしまったけれども、簡単に説明をお願いいたします。

○福屋環境課長補佐兼係長 平成29年度で配布人数、これ、リピーターの方を含めてなんですけど、332人です。

○楠委員 モニタリングのほうの業務委託を確認したいんですけど、主な業務で、基本的には処理状況の確認だとか運転管理状況の確認ということがあるんですけど、基本的に、6年間ですから割り算をすると約500万、1年間の1人工の500万の業務が適正かどうかという精査はしています。

○南委員長 もう一回、ちょっと説明してやってくれる、もう一回。

○楠委員 モニタリングの日数で、365日常駐じゃないわけですから、通常考えた場合、1人なのか、1人工で1年の500万なのか、それとも、複数人数の技術者がいて、月に何回とか、そういう実働日数から計算していくと、この年間約500万という数字になるのかならないのか、その辺の確認だけ。

- 福屋環境課長補佐兼係長 人数としては、複数の技術者の合計金額となります。
- 楠委員 基本的に、業務委託する場合には、技術者AとかBとかCとか技術員だとか言ったときに、そこに何人工がかかっているのか。最終的には、トップの人が決裁をしなきゃいけないですから、1年に1人工だから、1日1回ぐらいで済む話だと何万円ですよ。そういう積み上げでやっていかないと、どばっと来た数字でやりましょうという話にならないので、本来だったら明細をちゃんと取っているかどうか。
- 福屋環境課長補佐兼係長 人工を積み上げた明細は、いただいております。
- 楠委員 そうすると、他の類似する業者からも参考見積もりなり取ってやっているということよろしいでしょうか。
- 福屋環境課長補佐兼係長 今のモニタリングをしている1社からの資料です。
- 楠委員 基本的に1社の指名でもいいんですけど、やはり参考となるような技術者というのはどこにでもありますから、参考になるような見積もりを取って、それが適正ですよということをやっておかないと、好き勝手に人工を入れれば幾らでも高く設定できるわけですよ。ですから、これが1,000万ぐらいの差があるんだけど、基本的に、今、本体を管理してくる業者からデータが来るわけですから、技術料というよりは、どっちかという作業が軽減されているはずなので、もう少しその辺を考えて積み上げをしておかないと、どういうところで作業が、費用がかかっているのか、もうほとんど人工の話だと思うんですけど、その辺やっぱり整理しておかないと限りなく委託料がという話になるので、その辺も少しちょっと精査したほうがいいかなと思います。
- 南委員長 今回は、6年間のクリンクルセンターについてもモニタリングについても、一応債務負担ということで大枠の予算でございますので、単年度予算のときはね、厳しく当たっていただいて、もっと詳しい単年度の資料を提出いただくようにしますので、よろしく願いいたします。
- それでは、その他のほうの報告、お願いいたします。
- 竹平環境課長 今回、台風21号による環境課としての被害報告として、1件なんですけれども報告をさせていただきたいと思います。
- 南委員長 お願いします。
- 竹平環境課長 よろしいですか。
- 写真を2枚つけさせていただいております。これは、賀田町の交差点横のところに設置している降下ばいじん測定用器具でございます。上の部分がもともと設置し

ていた状況で、破損前と破損後という形で、台風21号による飛来物によって、ちょっとひしゃげてしまったと。瓶のほうは、ちょっと割れてしまったというような形になっております。

このことにつきましては、尾鷲市の賀田町地内の生活環境の保全に関する定例会というものを賀田町と三重県の県道整備部、そして尾鷲市、それと漁業関係者、採石業者が集まった中で、2カ月に1回、定例会をやっております。この定例会の中で、やっぱり採石業者さんが通る、こういう道路においての降下煤塵を測定するというような形で、賀田町においては5カ所、測定地点を設けてやっておるといことになっております。

そういった中の1カ所のこの器具なんですけど、今回こういうことになりまして、それについて、じゃ、代替品があるのかということにもなりますけれども、今のところ代替品は持っておりません。

また、今調べている中では、これ、結構大きな口のあいたやつなので、今、こういう器具については、なかなか小さい、容量の小さいものになってしまうということで、なかなか同じような類似品がそろわないので、また、これについては、賀田区さんとも協議をさせていただいた中で、賀田港のところにも設置してある部分がありますので、道路のほうに何とか変えた形でいきたいなというふうなことで、また、今後は、賀田区さんとも協議をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

これで環境の審査を終わらせていただきます。御苦労さんでございました。

○奥田委員 一つだけ。

○南委員長 もう、簡潔にお願いをいたします。

○奥田委員 市政報告に、新ごみ焼却施設の話というのは一切なかったんですけど、今回も報告がないということなんですけど、5市町との話し合い、進捗状況、それから中電との話し合いだと、どういうふうな感じなんですか。報告せんでもええような段階なんですかね、今ね。

○竹平環境課長 今回も、実は報告をできるかどうかということで、5市町と、他市町と、関係市町と協議を進めておったんでございます。

実は、今、どういうふうな状況かということ、中部電力の発電所構内において、どのような場所が整備できるであろうかということ、中部電力さんの解体とか、そういったものを聞きながら、また、例えば、煙突の下であれば地下構造物があると

かそういった情報を聞きながら、関係市町とどの場所であればいいのかということ、今、現段階で協議をしているところでございます。

それで、関係市町ともまた近いうちに、今もずっと会議は続けておるんですけども、また再度会いまして、それで、その後、議会に対して、どういう場所が整備をできそうな場所ですよということを含めてちょっと報告をさせていただきたいというふうには考えておるんですが、ちょっともうしばらく猶予をいただきたいというふうに考えております。

○奥田委員　簡潔に最後にしますけれども、その辺ね、また、僕、発電所跡のあの10万坪と、あそこにこだわる必要はないと思うんですよ。一般質問で申し上げたように、山側のほうはあるわけですから。その辺も含めて考えてほしいと思うんですけど。

もう一つだけ、廃熱利用ね、これ、2月に示してもらったものにも廃熱利用は全然入っていないんですね。エネルギー活用とかどどん言われていますでしょう、今。これを、僕は、大阪の前島を見にいったときにね、あそこは1日900トンのごみを処理しておるんですよ。今回73トンですから10倍以上の。そこが、もう、発電をしておいてね、廃熱で。それで、1カ月1億ぐらいは売電しておるらしいですよ。

でも、僕、聞いたんですよ、そのときね、73トンでできますかと言ったら、73トンだとちょっと難しいんじゃないですかという話があったんですね、そのときにね、担当者の方。そういう中で、廃熱利用や、エネルギーやとか言うたって、バイオマス発電だって、循環でしょう、あれ。あそこも発電ですから、自分たちの商売のためには発電せなあかんのやで、一生懸命発電すると思うんですよ。だから、余分な廃熱をごみ焼却施設のほうに使ってくださいなんてのはまずないと思うし、それを、そういう中で、エネルギーどうのこうのと言われるんやけれども、その辺というのは、今後この65億はね、この前言うたようにお金がかかってくると思うんやけれども、そういうことも廃熱利用ということでもなかなか難しいと思うんですよ。発電でも、そんなにたくさん出るわけじゃないし。でも、尾鷲の人、本当に僕、一般質問でも言うたようにね、結構勘違いしておるんですよ。廃熱、地元紙でも平気で書くでね、プールやったらええんやないか、廃熱でとか。おい、どんな、そんなもの、熱がないし、どれだけ銭がかかると思うておるんやと思うんやけど、ああいう記事を見るとね。全部、そういう無責任なことを言う人は結構いらっしゃるんですよ。だから、きちんと、その辺のところを早目早目に、尾鷲はこれだけ

しかお金がないんだから、ここまでしかできんとかいう話をきちんとしないことには、夢ばかり言うてね、あと、できませんでしたって、また、市民の方をがっかりさせるようなことをね、僕はしないで。この前、申し上げたようにリニアックとか、学校のところの問題もそうやけど、皆さん、がっかりしておるんさ、がっかり。市長があれだけ言うたのにしてくれなんだというね。そのがっかり、夢を持たせるのは自由やけれども、構わんけど、できなんだ、夢を持たしておいてできなんだ、済みませんじゃ僕は済まんと思うものでね、その辺しっかり考えてほしいんさ、環境課長。だから、情報があつたら、すぐもう議会のほうへ報告してくださいよ、そういうことがあつたら、変化があつたらね。

○竹平環境課長　当然、5市町で協議した中で、また、いろいろと報告はさせていただきたいと思います。

また、一つだけ、1点だけ、ごみ処理施設、これについては、エネルギーの回収処理施設ですので、当然、温水であったり蒸気であったり、どういう活用方法があるのかということを含めて検討はしていきます。

あと、発電を求める発電効率を求める施設ということであれば、当然、それは、発電効率ですので、これについては、当然、今、委員がおっしゃったように、小さい施設でできるのかということがありました。

確かに、ただ今、現在、76トンで、もう、そういった施設、76トンの類似施設でそういったことができますということも聞いております。でき上がった事例もありますので。

ただし、それは、ごみ量の推移とか、そういったものを含めて発電効率まで求めるのか、あとは、熱効率としての蒸気なのか、温水なのかということとは当然5市町の中で考えていくと。エネルギーの利用は、相手方に対して温水が必要なのか、蒸気が必要なのかということによっても変わってきます。

また、施設については、前に66億という金額がちょっとひとり歩きしてしまいましたけれども、あれは参考例として、熱回収システムの温水利用ということで御説明をさせていただきました。

ただ、確かに、発電施設を設けるのであれば、そういった発電施設分が加算されるであろうと。

それで、当然、今のあれは27年の建設単価とか、そういった割合、その費用を使っていますので、今の建設単価というのは、やっぱり東京オリンピックを控えて、単価1億ぐらい値上がっておるであろうというような話も聞いておりますので、そ

のときにも多分その説明もさせていただいたと思うんですけども、そういったことも含めて最善の方法を考えていかなければならないというふうに考えております。

○奥田委員　　ちょっといい、委員長。

いや、何も、今言うたようにね、その66億は、今、単価が上がる可能性もあると言いますよね。これにまだ造成費用も入っていない、土地代も入っていないんですよね。それにまた発電施設。

僕は、確かに、有効活用、結構だと思いますよ。僕だって、水量発電どうですかという話をさせてもらったぐらいですから、そら、有効活用したほうがいいに決まっているんですけど、たった73トンしかないというね、1日にね。だから、プールもできるような、そういう熱はないんですよ。それをね、大げさにね、すごいもう電気代もただになるんだというような、そういう幻想をいただいている方がいらっしゃるということね、プールもできるというような。そういうふうなことじゃなくて、これだけしかできんのやということをね、僕は、早目に。それで、またプラントも要るわけでしょう、そういうね、発電施設をしようと思ったら。それをつくったら、またこれだけの、また何十億かお金がかかる。維持管理もこれだけかかるんですよということもね、今の財政状況で可能なのかということも早目早目に出していかないと。あれもしてくれ、これも、じゃ、プールもしてくれ、電気代もただにしてくれ、できるんやろう、エネルギー活用をするんやろう、有効活用するって市長は言うたやないかやって、そういう話に今なってきているもんでね。そういうふうにならんように、後でがっかりさせないようにね、そこだけお願いしていますわ。

○南委員長　　これをもちまして、環境の審査、終わります。

クリーンセンターの視察は、来週のこの予算審査終了後行いますので、よろしくお願ひいたします。

火曜日は、午前10時から開きますので、よろしくお願ひいたします。

(午後 3時18分 閉会)